

第三次 大村市環境基本計画



令和5年3月

はじめに

本市は、多良山系を東に仰ぎ、西に波静かな大村湾を臨み、大村公園の国指定天然記念物オオムラザクラをはじめ、ハナショウブ、ヒガンバナなど、さまざまな花が季節を通して咲き誇る、自然豊かなまちです。先人より受け継がれてきたこの豊かな環境とともにまちの持続的な発展に向けて、市民の皆さまとともに地域特性を活かしたまちづくりを進めてきました。

しかし、近年、地球温暖化が原因とみられる集中豪雨や巨大台風などの異常気象、生物多様性の損失、マイクロプラスチックによる海洋汚染、食品ロス問題など、地球規模で環境問題が深刻化しています。

これまで本市では、平成 25 年 3 月に「第二次大村市環境基本計画」を策定し、「豊かな歴史と自然に包まれ みんなが住みたくなるまち おおむら」を目指し、様々な環境施策に取り組んでまいりました。

このような状況の中、国においては平成 30 年 4 月に第四次環境基本計画が策定され、長崎県においても令和 3 年 3 月に長崎県環境基本計画が改定されました。

このたび、本市においても、令和 5 年 2 月に「ゼロカーボンシティ」を宣言するとともに、従来の取組を継承しつつ、近年の社会情勢の変化や課題に対応するため、「地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」を含む「第三次大村市環境基本計画」を策定しました。

本計画では、従来の計画を踏まえた上で様々な取組の柱となる基本目標を見直すとともに、より具体的に実効性のある環境行政を推進し、「自然と共生し 住み続けたいまち おおむら」の実現を目指し、市民・事業者・行政が一体となった「オール大村」で環境保全の取組を進めてまいります。

最後に、本計画の改定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民及び事業者の皆様、並びに熱心にご審議いただきました大村市環境審議会の各委員の皆様には厚くお礼を申し上げます。

令和 5 年 3 月
大村市長 園田 裕史



目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 計画の趣旨と改定の背景	2
1. 計画の趣旨	2
2. 計画改定の背景	3
第2章 計画の目標	5
第1節 望ましい環境像	6
第2節 基本目標	8
第3章 施策の展開	9
第1節 市・市民・事業者の役割	10
第2節 基本施策	11
基本目標1 カーボンニュートラルの実現に向けたまちづくり（脱炭素社会の構築）	14
基本目標2 ごみの減量化・資源の循環に取り組むまちづくり（循環型社会の構築）	20
基本目標3 人と自然が共生するまちづくり（自然環境の保全）	26
基本目標4 安全・安心なまちづくり（安全・安心な生活環境の保全）	34
基本目標5 快適で潤いのあるまちづくり（快適な都市環境の創出）	42
基本目標6 協働で環境保全に取り組むまちづくり（環境教育・環境学習の推進と協働）	50
第4章 地球温暖化対策実行計画【区域施策編】	55
第1節 区域施策編策定の基本的事項・背景	56
1. 気候変動の影響	56
2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	56
3. 地球温暖化対策を巡る国内の動向	56
4. 大村市における地球温暖化対策のこれまでの取組や今後の取組方針	57
第2節 二酸化炭素排出量の推計及び目標	58
1. 二酸化炭素排出量の現況推計	58
2. 二酸化炭素排出量の削減目標	61
第3節 計画の考え方（基本方針）	62
第4節 大村市の対策	62
1. 省エネルギーに取り組めます	62
2. 再生可能エネルギーの利用を進めます	63
3. ごみの減量化・資源化に取り組めます	63
4. 利用しやすい都市・交通環境を整備します	63
5. 地球温暖化防止の意識向上に取り組めます	64
第5章 計画の推進	65
第1節 推進体制	66
第2節 進行管理	67
資料編	69

1 大村市環境基本条例	70
2 計画策定の経緯	75
3 計画の策定体制	76
4 環境に関する意識調査	77
5 用語説明	84

第 1 章 基本的事項

第 1 節 計画の趣旨と改定の背景

1. 計画の趣旨

「大村市環境基本計画」は、「大村市環境基本条例(以下「条例」という。)」条例第 3 条の基本理念及び条例第 7 条の施策の基本方針の実現に向けて、条例第 8 条に基づき策定するものです。

大村市環境基本条例(平成 13 年 3 月 27 日条例第 1 号)抜粋

(基本理念)

- 第 3 条 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である恵み豊かな環境が適切な状態で維持され、将来の世代へと引き継いでいかれるように行われなければならない。
- 2 環境の保全は、人と自然とのより良い共生が図られるように行われなければならない。
- 3 環境の保全は、資源及びエネルギーの有効な利用により、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な社会を形成するために行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、市民生活、事業活動等が地球全体の環境と密接にかかわっていることにかんがみ、市、市民及び事業者の協働により取り組まなければならない。

(施策の基本方針)

- 第 7 条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 生態系及び生物の多様性の確保その他の豊かな自然環境の保全を目指すこと。
- (2) 歴史的文化的な遺産の将来の世代への継承等を推進し、快適で潤いのある都市環境の保全を目指すこと。
- (3) 公害を防止し、市民の健康を守り、安全で、かつ、安心な生活環境の保全を目指すこと。
- (4) 資源の循環的な利用及びエネルギーの効率的な利用を促進するとともに、廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷が少ない循環型社会（循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項に規定する循環型社会をいう。）の形成を目指すこと。
- (5) 地球温暖化の防止その他の地球環境の保全のための施策を積極的に推進すること。
- (6) 市、市民及び事業者の協働による環境の保全に関する取組みを推進すること。

(環境基本計画)

- 第 8 条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 環境の保全に関する配慮の指針
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画に市民及び事業者の意見が反映されるように、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、大村市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

2. 計画改定の背景

大村市では、2001（平成 13）年 3 月に「大村市環境基本計画（以下「第一次計画」という。）」を、2013（平成 25）年 3 月に「第二次大村市環境基本計画（以下「第二次計画」という。）」を策定し、環境保全に関する施策を総合的に進めてきましたが、計画策定時から環境問題を取り巻く社会情勢は大きく変化し、より一層の取組が求められています。

また、国の環境基本計画が目指すべき持続可能な社会の姿も変化してきました。国の「第二次環境基本計画（2000〔平成 12〕年）」では、持続可能な社会を「循環」と「共生」を基調とし、現在世代及び将来世代が共に環境の恵沢を享受できる社会としていました。しかし、東日本大震災後に閣議決定された「第四次環境基本計画（2012〔平成 24〕年）」では、持続可能な社会を「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が統合的に達成されるとともに、「安全」がその基盤として確保されている社会としています。

さらに、地球温暖化対策推進法の改正に伴い、脱炭素に向けた取組がこれまで以上に求められており、「第五次環境基本計画（2018〔平成 30〕年）」では、SDGs やパリ協定など国際的な潮流を踏まえつつ、環境政策による経済・社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことを目指しています。

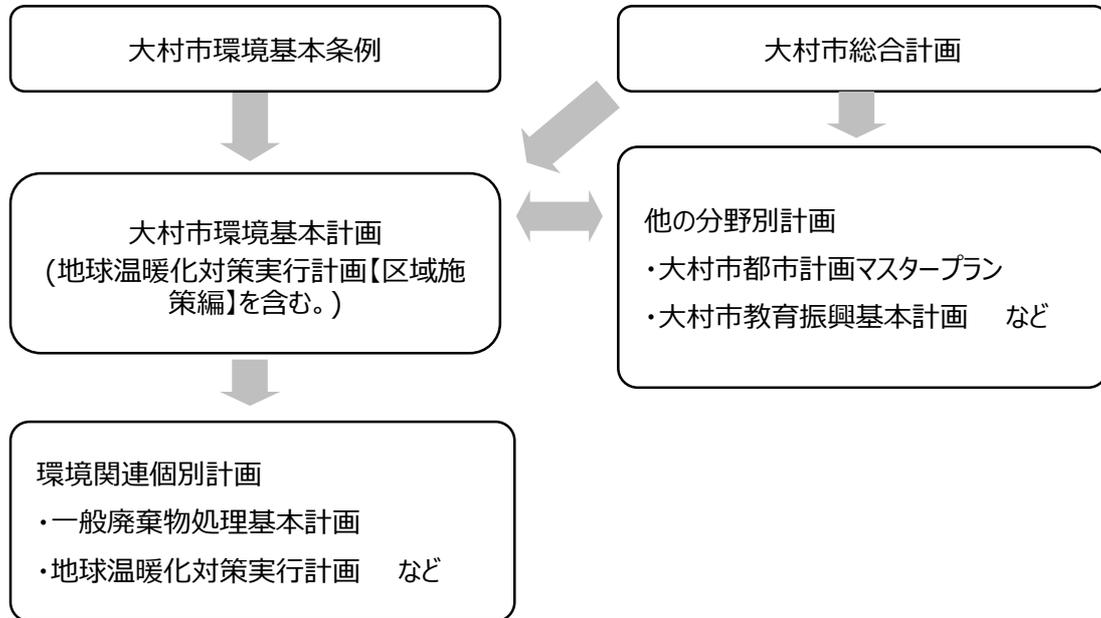
大村市ではこのような状況を踏まえ、前計画を改定し「第三次大村市環境基本計画（以下「本計画」という。）」を策定することにしました。なお、本計画には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく地球温暖化対策実行計画【区域施策編】を含めて策定しています。

また、2050（令和 32）年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、2023（令和 5）年 2 月に、「ゼロカーボンシティ^{※1}」を宣言しました。

※1 ゼロカーボンシティ：2050 年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを旨を首長自ら又は地方自治体として公表された地方自治体

第 2 節 計画の位置付け

本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。また、「第 5 次大村市総合計画」の環境部門における最上位計画として、同計画の将来像及び基本目標を環境面から実現するための計画です。



第 3 節 計画の目標年次

本計画は、10 年後の 2032(令和 14)年度を目標年度としつつ、「大村市総合計画」との整合を図りながら、施策の進行管理を図っていきます。

また、基本目標ごとに関連指標を設定し、5 年後の 2027(令和 9)年度までの取組状況を把握していきます。

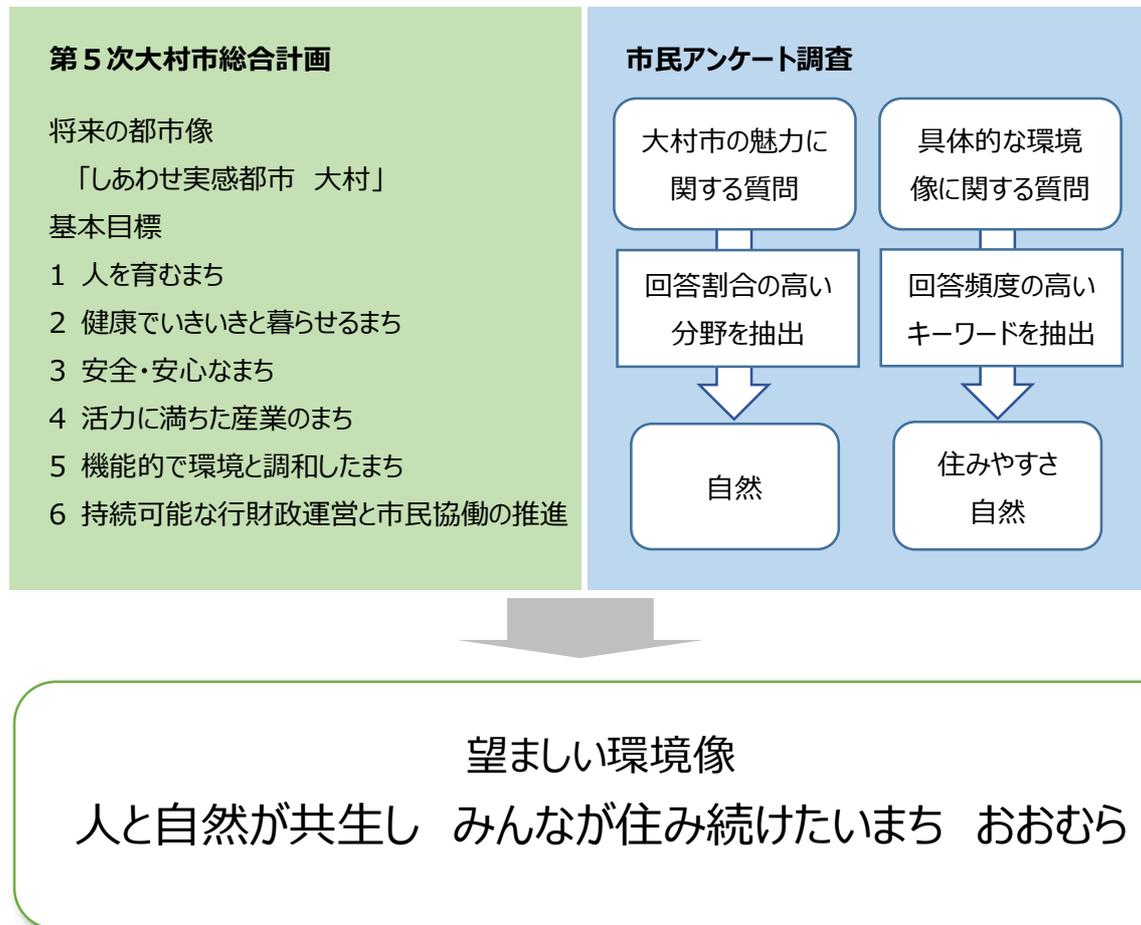
なお、その結果をもとに、目標年度である 2032(令和 14)年度に向け、関連指標を含めた取組のあり方を見直していきます。

令和(年度)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
西暦(年度)	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
第三次大村市環境基本計画	開始年度				中間年度					目標年度

第2章 計画の目標

第1節 望ましい環境像

「望ましい環境像」とは、市・市民・事業者が協働で目指す大村市のあるべき環境の姿を示すものです。「第5次大村市総合計画」の将来像及び基本目標並びに市民アンケート調査から導き出された大村市の魅力及び望む環境像などを踏まえ、次のとおり設定します。



人と自然が共生するまち

市民アンケート調査における大村市の魅力に関する質問では、その魅力として、「長崎空港、大村インターチェンジ、新幹線があること」(回答率：74.1%)との回答が最も多く、次いで「山や海が身近に感じられること」(回答率：46.0%)、「シーハットおおむら、ミライ on 図書館などの都市・文化施設があること」(回答率：34.2%)、「大村湾があること」(回答率：28.1%)でした。また、環境像に関する質問では「自然」に関する意見が最も多く、「人と自然が共生したまち」、「自然が豊かで綺麗なまち」などの意見が得られました。

大村市は、多良山系の森林や大村湾などの豊かな自然環境が身近に存在しており、私たちの生活に潤いと安らぎを与えています。

大村市を特徴づける自然環境を保全し、次世代につなげていくことは私たちの責務です。

みんなが住み続けたいまち

環境像に関する質問では「自然」に関する意見に次いで、「住みやすさ」、「暮らしやすさ」に関する意見が多く、「自然が多く住みやすい環境」、「子供達に安心・安全な町」、「子供から大人まで住みやすい大村市」などの意見が得られました。

みんなで大村市の誇れる環境を守り・育てていくとともに、環境問題の解決に取り組むことで、現在住んでいる人が今後も住み続けたいまちを目指します。

第2章 計画の目標

第2節 基本目標

基本目標については、条例第7条の施策の基本方針で示している自然環境、生活環境及び都市環境などの保全・整備に関する取組に沿って設定しました。

カーボンニュートラル^{※2}の実現に向けたまちづくり（脱炭素社会の構築）

再生可能エネルギーの利用や省エネルギー対策、環境負荷の低い乗物の利用など、様々な地球温暖化対策を推進することにより、脱炭素社会の構築に貢献するまちを目指します。

ごみの減量化・資源の循環に取り組むまちづくり（循環型社会の構築）

廃棄物の4R（リフューズ：発生回避、リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）の取組を推進することにより、資源が循環するまちを目指します

人と自然が共生するまちづくり（自然環境の保全）

大村湾や多良山系などの豊かな自然環境や生物の生息・生育環境を保全し、自然とふれあえる場を確保することにより、自然と人が共生するまちを目指します。

安全・安心なまちづくり（安全・安心な生活環境の保全）

大気・水環境などの保全に努め、みんなが安心して暮らせるまちを目指します。

快適で潤いのあるまちづくり（快適な都市環境の創出）

公園や街路樹などの身近な緑や水と親しめる水辺空間など、自然を身近に感じる空間を整備するとともに、歴史的資源を保全することで、ゆとりと潤いのあるまちを目指します。また、利用しやすい都市環境の整備に努め、快適なまちを目指します。

協働で環境保全に取り組むまちづくり（環境教育・環境学習の推進と協働）

市・市民・事業者が相互に連携を図りながら環境教育や環境学習を推進することにより、一人ひとりが環境に関心を持ち、自分に何ができるかを考え、行動するまちを目指します。

※2 カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること（2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言）

第3章 施策の展開

第1節 市・市民・事業者の役割

望ましい環境像を実現するためには、市・市民・事業者がそれぞれの役割を理解するとともに、環境についての情報を共有し、協働して環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

市の役割

大村市の自然や地域特性を活かしながら、良好な環境を保全・創出し、次の世代に引き継ぐため、本計画の施策を体系的・総合的に推進するとともに、各主体の自主的な環境に配慮した行動を促進します。

また、社会活動における市の果たす役割が大きいことを踏まえ、自らが率先して、事務事業に伴う環境への負荷の低減に努めます。さらに、広域的な取組が必要とされる課題については、国や県、近隣自治体と協力・連携して対応します。

市民の役割

地域の環境保全活動への参加や環境学習などを通じて、環境問題についての考えを深め、環境にやさしいライフスタイルの定着を図ります。

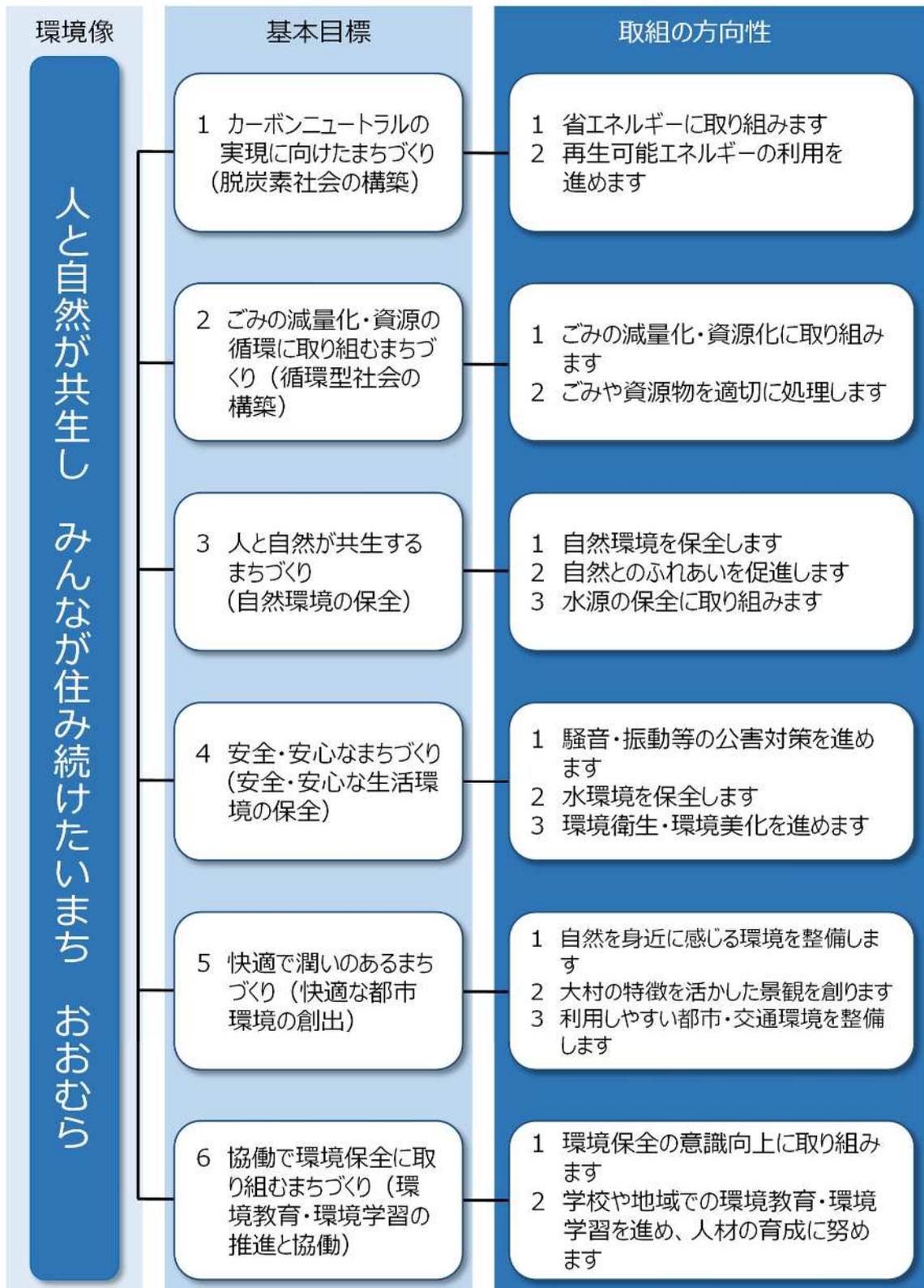
まずは、できることから行動し、市・事業者と協働しながら、積極的に環境に配慮した行動を実践します。

事業者の役割

環境にやさしいビジネススタイルの定着を図るとともに、環境負荷の少ない製品などの普及を推進します。

また、市が実施する施策への協力や地域の環境保全活動などに参加することにより、地域の良好な環境づくりに貢献します。

第2節 基本施策



本計画では、取組の方向性とSDGsのゴールを関連付けて掲載します。

第3章 施策の展開

SDGsとは

SDGsとは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、2015(平成27)年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（行動計画）」の中核とされる17のゴールのことです。

SDGsは、2030(令和12)年までに達成を目指す全世界共通の目標とされ、貧困の撲滅など、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すことが理念に掲げられています。

SDGsのゴール

第5次大村市総合計画ではSDGsの理念を踏まえながら、総合計画で掲げる「～行きたい、働きたい、住み続けたい～ しあわせ実感都市 大村」を実現させる取組を推進する計画としており、各施策とSDGsのゴールを関連付け、一体的に推進していくこととしています。

	<p>目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
	<p>目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>		<p>目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
	<p>目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>

 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標 9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標 10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標 11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標 12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標 13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標 14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標 15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標 16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標 17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p>		

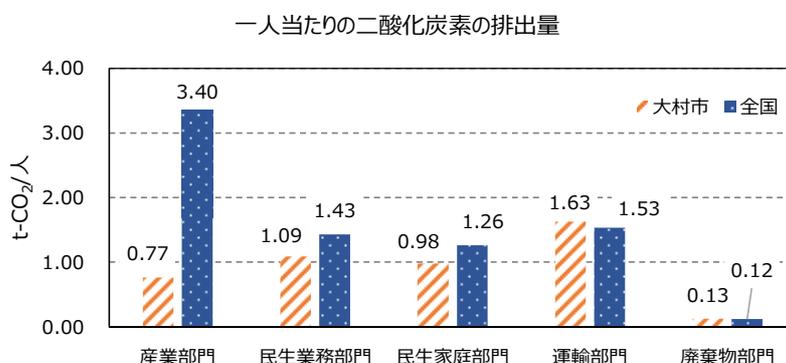
基本目標1 カーボンニュートラルの実現に向けたまちづくり（脱炭素社会の構築）

現状と課題

①二酸化炭素の排出状況

二酸化炭素の一人当たりの年間排出量を全国と比較した場合、大村市は4.6tで全国平均の59%の排出量となっています。産業部門での排出量が大幅に少ないことが一人当たりの排出量が少ない要因となっており、産業部門を除くと、概ね全国平均と同様の排出量です。二酸化炭素の排出割合においては、運輸部門、民生業務部門^{※3}及び民生家庭部門^{※4}の割合が高く、産業部門の割合が低いことが特徴です。

二酸化炭素の排出量を削減するうえで、排出量が多い部門における取組を進める必要があります。



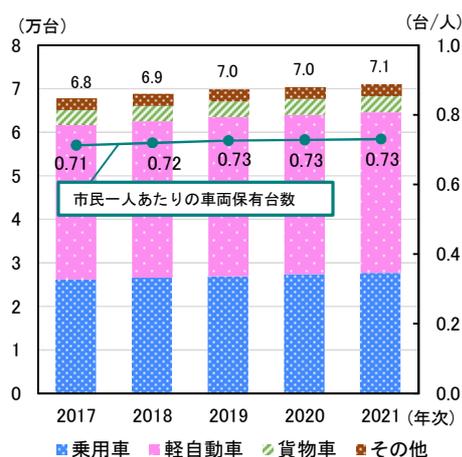
出典：環境省自治体排出量カルテ、大村市住民基本台帳人口
一人当たり二酸化炭素の排出割合（2019[令和元]年度）

②自動車の普及状況

人や物の移動に伴う二酸化炭素の主な排出要因として、自動車の使用があげられます。

大村市における自動車の保有台数及び市民一人当たりの保有台数は微増傾向にあります。

地球温暖化防止に向けて、ハイブリッド自動車や電気自動車などの環境対応車の導入及びエコドライブ^{※5}技術の普及などにより、自動車のエネルギー使用量を抑制する必要があります。



出典：長崎県統計年鑑 市町別自動車保有車両数
自動車保有台数

※3 民生業務部門：事務所、ホテル、病院、小売店、飲食店、学校などから排出される温室効果ガスを表現する部門

※4 民生家庭部門：住宅から排出される温室効果ガスを表現する部門

※5 エコドライブ：環境と家計にやさしい運転方法

③地球温暖化対策の実践状況

市民アンケート調査によると、8割以上の市民が省エネ行動や節水、地産地消を実施しています。一方、スマートムーブ^{※6}を心がけている市民の割合は5割以上、電化製品や車は省エネ型の製品を購入している市民の割合については7割に近い状況です。

このため、省エネ行動や節水などの普及拡大をより一層図るとともに、自動車におけるエネルギー消費の低減に向けて、スマートムーブの普及促進、公共交通機関の利用促進を図る必要があります。

※6 スマートムーブ：普段利用している様々な移動手段を工夫し、CO₂排出量を削減しようという取組。CO₂を減らすだけでなく、体を動かすことで健康や快適さにつなげることを目指す。

第3章 施策の展開

【取組の方向性 1-1】 省エネルギーに取り組みます

私たちは家庭生活や事業活動において、ガソリンや石炭などの化石燃料を使用することにより、温室効果ガスを大気に放出しています。家庭生活や事業活動における省エネルギーを進めることで、温室効果ガスの排出量を削減します。



市の取組

○市民・事業者による省エネ活動の促進

家庭や事業所における節電やスマートムーブなどの省エネ型ライフスタイルの定着を図るため、具体的な省エネ活動及びその効果に関する情報発信などを行い、省エネ活動の普及啓発に取り組みます。

○建築物の省エネ化の推進

公共施設の断熱化・長寿命化を推進するとともに、省エネルギー設備・機器を率先して導入します。

○交通における燃料使用の抑制

環境対応車の導入に努めるとともに、市民・事業者に対して環境対応車導入の普及啓発やエコドライブなどのスマートムーブの推進を行うことにより、交通における燃料使用を抑制します。

市民の取組

○節電や節水など、家庭でできる省エネ活動に努めます。

○住宅を新築・改築する際は、建物の断熱化・長寿命化に努めます。

○家電製品などを購入する際は、省エネルギー型の設備・機器を選ぶように努めます。

○環境対応車の導入やエコドライブなどのスマートムーブに努めます。

○地産地消による、フードマイレージ^{※7}の低減に努めます。

事業者の取組

○クールビズやウォームビズを積極的に実施するように努めます。

○リモートワークや時差出勤などの実施に努めます。

○建物を新築・改築する際は、建物の断熱化・長寿命化に努めます。

^{※7} フードマイレージ：食料の輸送量に輸送距離を掛け合わせた指標（単位：t・km（トン・キロメートル））

- 建設事業者は、既存施設の長寿命化に配慮した修繕・改修などに努めます。
- 省エネルギー設備・機器の導入に努めます。
- 環境対応車の導入やエコドライブなどのスマートムーブに努めます。
- 地産地消による、フードマイレージの低減に努めます。

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7年度	R9年度 (5年後)
市の公共施設における温室効果ガスの総排出量	t-CO ₂	市役所の事務事業を実施するに当たって排出される温室効果ガス排出量	28,812 (R3)	27,648	27,066
市域 CO ₂ 排出量	千 t-CO ₂	市域からの CO ₂ の排出量	442 (R1)	393	362
優良な民間住宅への支援件数	件	長期優良住宅又は低炭素住宅を建築する建築主への指導や住宅リフォームをした建築主に対する改修費用の支援件数	211 (R3)	165	165
公用車の次世代自動車導入率(特殊車両を除く)	%	市公用車所有台数のハイブリッド車(EV含む)導入台数の割合	10.3 (R3)	基準値より増加する	基準値より増加する

※基準値は原則として R3 年度の実績とするが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、実績が乖離している場合は、影響のない直近の年度の実績とする。

【取組の方向性 1-2】再生可能エネルギーの利用を進めます

本市の人口一人当たりのCO₂排出量は、全国平均に比べ少ない状況ですが、今後も地球温暖化対策として、家庭生活や企業活動の省エネルギー化と再生可能エネルギーの利用拡大に努める必要があります。このため、再生可能エネルギーの率先導入や普及啓発などを行い、再生可能エネルギーの利用を推進していきます。



市の取組

○再生可能エネルギーの率先導入

太陽光やごみ処理施設の余熱などを活用した再生可能エネルギーを今後も率先して公共施設に導入します。

○再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーの普及啓発や補助制度に関する情報発信を行うことにより導入を促進します。

○地域資源の活用

バイオマス^{※8}や小水力^{※9}など、地域の資源を活用した未利用の再生可能エネルギーの導入を検討します。

市民の取組

○太陽光発電や太陽熱利用など、再生可能エネルギーの導入に努めます。

事業者の取組

○太陽光発電や太陽熱利用など、再生可能エネルギーの導入に努めます。

○市民や市に対して、再生可能エネルギーの種類、動向、事例などの情報提供に努めます。

※8 バイオマス：飼肥料や発電の燃料などとして利用が可能な生物由来の有機性資源のうち化石資源を除いたもの

※9 小水力(発電)：水の流れを利用して発電する小規模な水力発電

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7年度	R9年度 (5年後)
公共施設の太陽光発電の設備容量	kW	庁舎、学校等の市施設への設備容量	684 (R3)	基準値より増加する	基準値より増加する

基本目標2 ごみの減量化・資源の循環に取り組むまちづくり（循環型社会の構築）

現状と課題

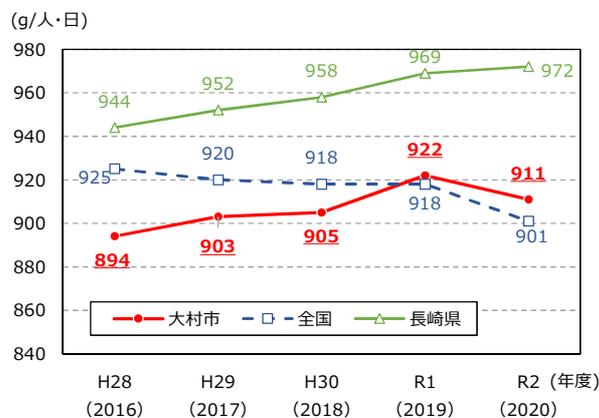
①ごみ処理施設

大村市は、ごみの焼却施設を1施設、粗大ごみ及び資源ごみ処理施設を1施設保有しています。焼却施設では、家庭から出される可燃ごみの焼却を行っています。また、粗大ごみ及び資源ごみ処理施設では、施設に持ち込まれたごみを可能な限り再資源化しています。最終処分場では、焼却灰や不燃残さ^{※10}を埋立処分しています。

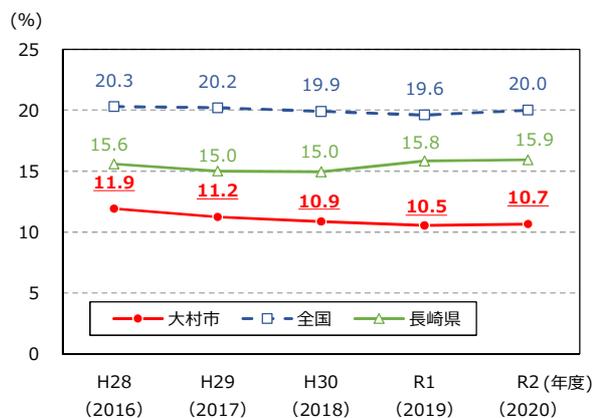
②ごみの排出状況

大村市における2020(令和2)年度の1人1日当たりのごみ総排出量(911g)は、全国平均(901g)に比べ多く、長崎県平均(972g)に比べて少なくなっています。一方、リサイクル率^{※11}(10.7%)は、全国平均(20.0%)、長崎県平均(15.9%)よりも低い状況です。

引き続きごみの排出量の抑制に取り組むとともに、リサイクル率の向上に向けた取組を推進する必要があります。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果
1人1日当たりのごみ総排出量



出典：一般廃棄物処理実態調査結果
リサイクル率の推移

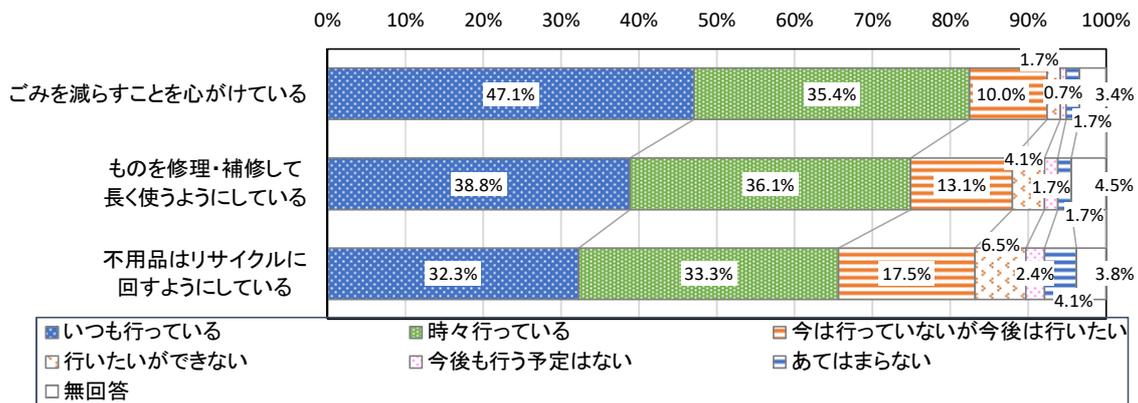
※10 不燃残さ：ごみの中間処理において、焼却することも資源化することもできずに残ったカス

※11 リサイクル率：環境センターに搬入される家庭系ごみ及び事業系ごみの量並びに集団回収量のうち、再生利用されたごみの量の割合

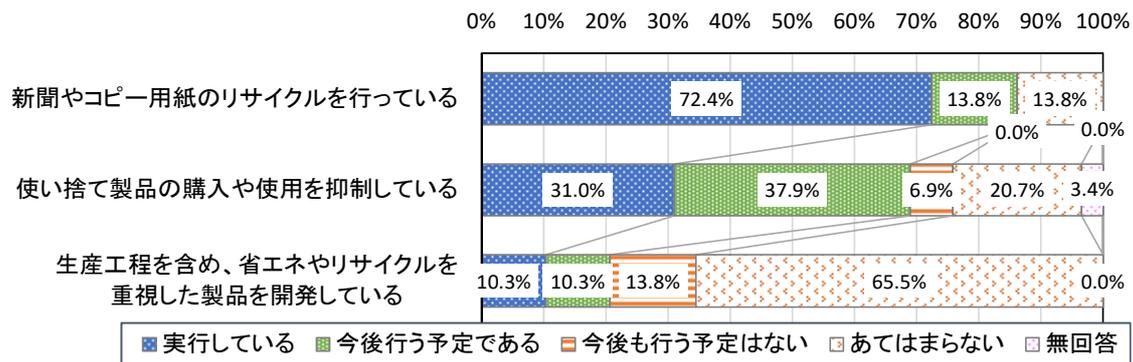
③市民・事業者の意識

アンケート調査によると、市民・事業者のごみの減量に関する意識は高く、8割以上の市民がごみの減量を心がけています。また、事業者においても、7割以上の事業者が新聞やコピー用紙のリサイクルを行っています。

ごみ減量に関する市民・事業者の関心の高さを推進力とし、さらなるごみの減量化・資源化に向けた取組を進める必要があります。



ごみの減量に関する市民の取組状況 (環境に関する市民意識調査)



ごみの減量に関する事業者の取組状況 (環境に関する事業者意識調査)

④ごみの不法投棄

大村市における不法投棄物回収量(可燃物及び不燃物)は、平成30年度は5.3t、令和元年度は3.7t、令和2年度は3.5t、令和3年度は3.5tと年々減少しています。

ごみの不法投棄は地域の景観を損ねるだけでなく、自然環境に大きな影響を及ぼします。このため、不法投棄の防止対策・監視活動を行い、不法投棄のない環境づくりを目指す必要があります。

⑤普及啓発

大村市ではごみを出す際の正しい分け方、出し方を周知するため「ごみ便利帳」の配布やホームページで「品名別の分け方」を紹介するほか、環境センターの施設見学、マイバッグ運動やもったいない抽選会により、4R運動を推進するなど、普及啓発に努めています。

第3章 施策の展開

【取組の方向性 2 -1】 ごみの減量化・資源化に取り組みます

ごみの減量化を促進するため、4R 運動^{※12}により、限りある資源を有効に利用することで循環型社会の形成を目指します。



市の取組

○4R 運動の推進

4R 運動の普及啓発を行い、市・市民・事業者の連携による取組を推進するとともに、市民や事業者が行うごみの減量化・資源化に関する取組を積極的に支援します。

○リサイクル製品等の利用推進

リサイクル製品等の優先的な購入を推進するとともに、リサイクル製品等の利用促進に関する情報発信や普及啓発を推進します。

○廃棄物系バイオマスの利活用推進

廃食用油や生ごみなどの廃棄物系バイオマスの利活用を推進します。

市民の取組

○マイバッグ、マイボトルなどの持参や過剰包装製品の購入自粛により、不要なごみの発生抑制に努め、市が行う分別回収に協力します。

○水切りの徹底やたい肥化容器の利用により、生ごみの減量化・たい肥化に努めます。

○古紙類の集団回収や包装容器類の店舗回収に協力します。また、不用品バザーなどへ積極的に参加し、リユースの推進に努めます。

○30・10（さんまる・いちまる）運動^{※13}やフードドライブ等への食品提供により、食品ロスを減らします。

○修理できるものは直して使い、ごみとしないように努めます。

事業者の取組

○過剰包装や使い捨て製品の使用抑制に努めます。

○多量排出事業者は、廃棄物減量化計画を作成し、事業系ごみの減量化・資源化に努めます。

○ごみの適正な分別や店頭回収を積極的に実施するように努めます。

^{※12} 4R 運動：Refuse（リフューズ：発生回避）、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の4つの英単語の頭文字をとったもので、これらの取組を行うことで環境と経済が両立した循環型社会を目指す運動

^{※13} 3010 運動：会食の際に乾杯後30分、お開き前の10分は料理を楽しむことで食べ残しを出さない運動

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
1 人 1 日あたりの 家庭系ごみ(資源 を除く)排出量	g/人・ 日	環境センターに搬入され る家庭系ごみのうち資源 物を除いた量を大村市 の人口及び年間日数で 除した値	530 (R2)	500	499
事業系ごみ排出 量(環境センターへ の搬入量)	t/年	環境センターに搬入され る事業所から排出される ごみの量	10,599 (R2)	11,704	11,939
リサイクル率	%	環境センターに搬入され る家庭系ごみ及び事業 系ごみの量並びに集団 回収量のうち、再生利 用されたごみの量の割合	19.3 (R2)	16.4	16.1

※基準値は原則として R3 年度の実績とするが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、実績が乖離している場合は、影響のない直近の年度の実績とする

【取組の方向性2-2】 ごみや資源物を適正に処理します

廃棄物の処理方法は法律や条例で定められており、市民や事業者は適正な処理が義務づけられています。不法投棄や野外焼却などの問題も頻繁に発生しています。このため、ごみや資源物の適正処理を促進します。



市の取組

○分別の徹底

資源物の適正処理に向け、分別徹底を推進します。

○適正処理の促進

不適正処理を未然に防止するため監視・指導の強化を行うなど、廃棄物の適正処理を促進します。

○不法投棄の防止

不法投棄や野外焼却などを防止するため、周知啓発やパトロールを継続するとともに、関係機関との連携を図り、適正処理を行うよう指導します。

市民の取組

○野外焼却などによる廃棄物の処分は行わないようにします。

○家庭で生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理します。

○廃棄物を不法投棄されないように、土地又は建物の適正管理に努めます。

事業者の取組

○野外焼却などによる廃棄物の処分は行わないようにします。

○事業活動により生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理します。

○廃棄物を不法投棄されないように、土地又は建物の適正管理に努めます。

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
不法投棄回収量 (可燃物・不燃物)	kg	不法投棄パトロールや通報などを受けて市が年間に回収した不法投棄物の量 (可燃物及び不燃物)	3,527 (R3)	3,570	3,490
埋め立てされる最終処分量	t/年	最終処分場に持ち込まれるごみが1年間に埋め立てられる総数	3,948 (R2)	3,017	3,045

※基準値は原則として R3 年度の実績とするが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、実績が乖離している場合は、影響のない直近の年度の実績とする。

基本目標3 人と自然が共生するまちづくり（自然環境の保全）

現状と課題

①大村湾

大村湾は、波静かで湖のような景観を有しており、古くから“琴の海”と呼ばれ、市民に親しまれてきました。また、大村湾には、スナメリやカブトガニなどの貴重な動物をはじめ、ナマコやシャコ、タコなどの多様な生物が生息しています。一方、閉鎖性が強く海水の流入が少ないため、汚濁しやすいという特徴も有しており、1976（昭和51）年頃から、水質が環境基準※14を超過する状況が続いています。また、自然海岸の減少に伴う藻場や干潟の消失などにより、湾内の海産資源は減少傾向にあります。

大村湾の水質改善に向け、2003（平成15）年からは「大村湾環境保全・活性化行動計画」（長崎県）に基づいた取組が実施され、2019（平成31）年には第4期大村湾環境保全・活性化行動計画を策定し、持続的な活用ができる里海をめざし、各種施策に取り組んでおり、「大村湾をきれいにする会」との連携を図りながら、大村湾の環境保全に努めています。また、大村市においても大村湾沿岸一斉清掃を毎年開催しています。

企業版ふるさと納税を活用した「大村湾 SDGs プロジェクト事業」を立ち上げるなど、水質改善に取り組んでいます。今後も水質改善に向けた継続的な取組が必要です。



夏の大村湾沿岸一斉清掃



水質浄化、CO₂削減を目指して

大村湾は、ナマコや良貝の産地である立の島でもあり、スナメリの生息地としても知られている海産物産地です。一方、全国でも絶滅危惧種が多数の在り、海水の流入の減少により、水質や底質の悪化が問題となっています。この「大村湾」の水質浄化を図り、生態系の再生と生物の生息しやすい環境の回復、持続可能な発展の基盤を固めます。また大気中のCO₂を削減し、温暖化防止の取組を実施し、CO₂削減に貢献し、持続可能な社会の実現と発展に貢献することを目指します。



大村湾 SDGs プロジェクト事業

※14 環境基準：人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準

②山・森林

大村市の北東には、長崎県と佐賀県の県境にまたがる多良山系があります。多良山系は経ヶ岳、五家原岳、多良岳、遠目山、郡岳などの山々からなっています。また、この地域は多良岳県立公園に指定されており、美しい里山の風景が残されています。

大村市の森林面積は 5,946ha で、総面積の 48%を占めており、動植物の豊かな生息・生育の場となっています。また、多良山系にある大村のイチイガシ天然林は国指定天然記念物に、多良岳センダイソウ群落、五家原岳ツクシヤクナゲ群落は県指定天然記念物に指定されています。

森林は動植物の生息・生育の場であるとともに、二酸化炭素の吸収作用、土砂災害の防止機能、水源かん養機能^{※15}、人と自然のふれあいの場などの多面的な機能を有しています。豊かな自然としての森林の保全に取り組むとともに、積極的に森林を活用することが重要です。



大村のイチイガシ天然林

③河川

大村市には、多良山系を水源とする郡川をはじめ、大上戸川、内田川、鈴田川などの二級河川が流れており、これらは全て大村湾に流入しています。

流域面積及び河川延長が最大である郡川の上流部は、山林に囲まれた渓流となっており、タカハヤやカワムツなどの魚類やハクセキレイやウグイス、キジバトなどの鳥類のすみかとなっています。中流から下流にかけては水田が広がっており、農業用として利用されています。

このように河川は動物のすみかとなるだけでなく、私たちに自然とのふれあいの場を提供してくれます。

また、河川の水は、上水道や農業用、工業用水などに利用されており、私たちの生活に欠かすことができない貴重な水源となっています。

このため、豊かな自然の一部として、また、水源としての河川の重要性を認識し、河川環境の保全に努める必要があります。

※15 水源かん養機能：降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下する機能

第3章 施策の展開

④動植物

大村市には、大村湾のスナメリやカブトガニなどの貴重な動物をはじめ、多様な動物が生息しています。また、国指定天然記念物のオオムラザクラや県指定天然記念物のクシマザクラなど、貴重な植物も存在します。

一方、近年ではイノシシやアナグマなどの有害鳥獣による農作物への被害が問題となっており、特に特定外来生物^{※16}であるアライグマの被害は 2011(平成 23)年に市内で生息が確認されて以来、生息頭数が増加し、農作物被害、家屋侵入被害、在来生態系への被害等が危惧されていることから、「大村市アライグマ防除実施計画書」を策定し、対策を講じています。また、市内では特定外来生物のオオキンケイギクが発見されており、在来種への影響が懸念されます。

このため、野生動植物の保護・保全対策を進め、生物の多様性を確保していく必要があります。



オオムラザクラ



アライグマ (特定外来生物)



オオキンケイギク (特定外来生物)

⑤自然とのふれあい

大村市は、穏やかな大村湾と経ヶ岳などの山々が長い裾野を引く多良山系を有しており、身近な自然として市民に親しまれてきました。また、野岳湖キャンプ場や玖島崎キャンプ場、郡川砂防公園など、自然とふれあえる施設・設備も整備されています。

自然を保護するとともに、積極的な自然とのふれあいを促すことにより、自然保護意識を高める必要があります。

※16 特定外来生物：外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法(2004)によって規定された生物

【取組の方向性 3 - 1】 自然環境を保全します

大村市は大村湾や多良山系などの豊かな自然環境を有しています。これらを保全することにより、動植物の生息・生育の場を確保します。また、公共事業の実施に際しては環境や生態系への影響を最小限にします。



市の取組

○森林・水辺・農地の環境保全

水源かん養機能や土砂災害防止機能などを持つ森林・農地の保全を推進し、生物多様性や地球環境保全対策を進めます。また、大村湾をはじめとする水辺の保全を推進します。

○生物多様性の確保

貴重な動植物の保全に関する普及啓発を行います。

○外来生物への対応

外来生物対策は、国や県と連携して取り組みます。

○環境配慮型公共工事の推進

公共工事の施工に際しては、自然の生態系に配慮した施工方法、木材や自然石などの環境にやさしい資材の使用など、環境に配慮した取組を推進します。

市民の取組

○森林・水辺の保全活動に参加するよう努めます。

○外来生物問題についての理解を深め、自然植生中への植栽などを行わないようにします。

事業者の取組

○開発に際しては、自然環境の保全及び生物多様性の確保に配慮するよう努めます。

○有機農業の取組面積の拡大や化学肥料・化学農薬の低減など、自然と調和した環境保全型の農業に努めます。

○外来生物問題についての理解を深め、自然植生中への植栽などを行わないようにします。

第3章 施策の展開

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
大村湾の COD 値	mg /L	大村湾の 17 環境基準 点における COD 値の平 均	2.4 (R3)	2.0	2.0
保安林指定 面積	ha	水源のかん養や災害の防 備等、特定の公共の目 的を達成するために農林 水産大臣又は都道府県 知事によって指定される森 林の面積	832 (R3)	基準値を 維持する	基準値を 維持する

※大村湾における COD の環境基準達成は、2.0mg/L 以下

【取組の方向性 3-2】 自然とのふれあいを促進します

親水施設や森林内の遊歩道などの自然とふれあえる場を整備するとともに、自然観察会などのイベントを開催し、自然とふれあえる機会をつくります。



市の取組

○自然とふれあえる場の確保

森林空間や水辺空間を整備し、自然とふれあえる場を確保します。

○自然とふれあえる機会の確保

市民や市民団体などの自発的な自然とのふれあい活動を支援するとともに、自然観察会、学習会などを開催することにより、市民が自然とふれあう機会をつくります。

○グリーン・ツーリズムの推進

大村市の豊かな自然環境等を活かした魅力的なグリーン・ツーリズムを更に推進するため、関係機関と連携し、農業体験や農家民泊などの体験型観光の強化に努めます。

市民の取組

○自然とふれあう機会づくりに努めます。

○自然観察会などを通じて、自然に関する理解の向上に努めます。

事業者の取組

○事業所の水辺や森林を憩いの場として開放するよう努めます。

○社内行事において、自然とふれあう機会づくりに努めます。

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
森林イベントへの参加者数	人/年	森林の大切さを学んでもらうため、市が開催する「おおむらの森ふれあい事業」などの参加者数	55 (R1)	59	59

※基準値は原則として R3 年度の実績とするが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、実績が乖離している場合は、影響のない直近の年度の実績とする。

第3章 施策の展開

【取組の方向性 3-3】 水源の保全に取り組みます

大村市は水資源の多くを河川水などの表流水や地下水に依存しています。このため、水源の保全を行うことにより、水資源を確保します。



市の取組

○水資源の有効活用

水資源の有効活用を行います。

○水資源の確保

地下水のかん養を図るため、森林の整備を推進します。また、市民・事業者に対する節水意識の啓発に取り組みます。

○地下水の調査

地下水の状況を把握するため、定期的な調査を実施します。

○森林や水田の保全・整備

森林や水田の有する水源かん養機能や水循環機能の保全・向上のため、森林や水田の保全・整備を進めます。

市民の取組

○日常生活における節水に努めます。

事業者の取組

○事業活動における節水に努めます。

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
保安林指定面積 (再掲)	ha	水源のかん養や災害の 防備等、特定の公共の 目的を達成するために農 林水産大臣又は都道 府県知事によって指定さ れる森林の面積	832 (R3)	基準値を 維持する	基準値を 維持する

基本目標4 安全・安心なまちづくり (安全・安心な生活環境の保全)

現状と課題

①騒音・振動

2021(令和3)年度の騒音・振動測定の結果、環境騒音は25測定地点のうち、昼間1地点、夜間2地点で環境基準を達成しませんでした。自動車騒音は全測定地点で要請限度^{※17}を下回っていました。航空機騒音は大村飛行場(旧長崎空港A滑走路)及び長崎空港(旧長崎空港B滑走路)で測定を行い、大村飛行場では6測定地点中3地点、長崎空港では6測定地点中6地点で環境基準を達成しました。

道路交通振動は、5測定地点のうち、全地点で要請限度以下でした。

騒音の環境基準を達成できていない地点では、自動車や航空機の騒音が、その要因となっています。このため、引き続き騒音・振動の発生状況を調査・監視するとともに、その低減に向けた取組を進める必要があります。



騒音の測定状況

②水質

大村湾では1976(昭和51)年頃から、海域の有機汚染^{※18}の程度を示すCOD値が環境基準(2.0mg/L)を超過する状況が続いていましたが、平成23年度以降は基準をわずかに超える数値で推移しており、令和3年度は2.4mg/Lでした。

河川については、全測定地点において河川の有機汚染の程度を示すBODの値は環境基準を達成しているものの、大腸菌群数については、環境基準の超過状態が続いています。

また、地下水については、定期監視として一部の地域で、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などの測定が行われています。

大村湾や河川の水質汚濁の要因としては、生活排水及び工場や事業場などからの排水等があげられます。これまで、大村湾流域の汚水処理人口普及率の向上、水質汚濁防止に向けた普及啓発活動などが行われてきました。今後も、引き続き水質改善に向けた取組を進めていく必要があります。



水質改善に向けた広告塔の設置

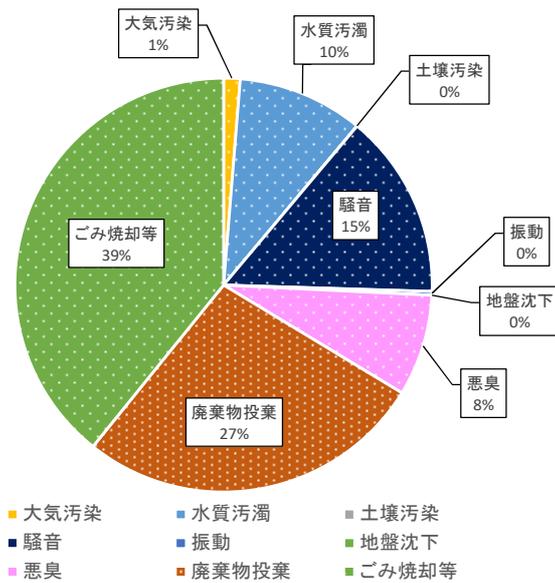
※17 要請限度：自動車騒音がその限度を超えたときに、市町村長が道路管理者に対して自動車騒音の低減のための対策を講じるように要請する際の限度

※18 有機汚染：生活排水や糞尿などの有機物による汚染

③公害等の苦情件数

2017(平成 29)年度から 2021(令和 3)年度における公害等に関連する市民からの苦情件数（軽微なものを除く）は、合計 706 件ありました。このうち、ごみ焼却等に関するものが 277 件で最も多く、全体の 39%を占めています。また、典型 7 公害に関してみると、騒音に関するものが 102 件で最も多く、全体の 15%を占めます。次いで水質汚濁、悪臭に関するものとなっています。

苦情の内容や発生源は、都市化の進展や生活様式の高度化により多様化しており、近隣騒音など近接地域内での問題も多く、それらの解決にあたっては、地域住民間での意思疎通をよくするなどの幅広い対応が求められています。



過去 5 年間の公害等苦情受理件数の内訳

④環境衛生・環境美化

市民アンケート調査における大村市の生活環境に関わる環境の満足度調査では、「ポイ捨てが無く街がきれい」については、市民の約 3 割以上が「やや不満」または「不満」と感じています。他、「公共交通の便利さ」「自転車交通対策」の交通関係も市民が満足していないものとなっています。

一方、生活環境に関わる今後の重要度の調査についても、同じ項目である「公共交通の便利さ」については、市民の 8 割以上が今後も「重要」または「やや重要」と感じており、また「水辺のきれいさ」「空気のきれいさ」も 8 割以上と肩を並べ、同等の重要度と位置付けています。

このことから、環境衛生・環境美化に関しては市民の関心が高く、今後より一層の取組が必要となっています。

生活環境に関して満足度が低い項目

項目	回答率 (%)		
	やや不満	不満	合計
公共交通の便利さ	20.6	17.2	37.8
ポイ捨てが無く街がきれい	24.4	6.2	30.6
自転車交通対策	15.8	7.2	23.0

生活環境に関して重要度が高い項目

項目	回答率 (%)		
	重要	やや重要	合計
公共交通の便利さ	56.0	30.6	86.6
水辺のきれいさ	52.6	32.3	84.9
空気のきれいさ	57.7	26.8	84.5

【取組の方向性4-1】騒音・振動等の公害対策を進めます

公害のない環境は、快適で健全な生活を営むための重要な要素です。今後も引き続き調査・監視を継続し、様々な発生源に対しての個別の対策や啓発を推進します。



市の取組

○調査及び監視

騒音・振動等に関する調査を行うとともに、工場や事業場への立入調査を強化します。また、航空機騒音についても引き続き監視を行い、その低減に向けて関係機関と調整します。

○固定発生源対策

工場や事業場に対する法令に基づき、規制、指導を行うとともに、市民・事業者に対して、騒音・振動等の抑制及び発生防止対策を進めます。

○大気汚染等への対応

光化学オキシダント^{※19}や PM2.5^{※20}などの大気汚染物質等による影響が懸念される場合には、情報収集に努めるとともに、市民・事業者に対して迅速にその情報を提供します。

市民の取組

○自動車の運転の際は、不要なクラクションを鳴らしたり、急発進や空ぶかしをしないように努めます。

○テレビや音響機器の音で近隣に迷惑をかけないよう、使用時間帯や音量に配慮するよう努めます。

○エアコンの室外機などは、できるだけ隣家と離して設置するよう努めます。

事業者の取組

○工場や事業場周辺の生活環境に配慮するよう努めます。

○事業活動による騒音・振動等の法令に基づく基準等を遵守するとともに、防音壁の設置等によるその低減に努めます。また、建設工事の際は、低騒音型・低振動型機械の積極的利用を行い、騒音・振動の防止に努めます。

○商業宣伝など、拡声器を使用する場合は、条例などの基準を遵守するとともに、時間帯や音量等への配慮に努めます。

※19 光化学オキシダント：窒素酸化物などが光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称

※20 PM2.5：大気中に浮遊する粒径 2.5 μ m以下の小さな粒子状の物質

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7年度	R9年度 (5年後)
騒音に係る環境基準の達成率 (道路に面していない地域)	%	環境騒音の測定地点（道路に面していない地域）において、環境基準を達成した地点の割合	昼間：96 (24地点/25地点) 夜間：92 (23地点/25地点) (R3)	環境基準の達成に努める	環境基準の達成に努める
自動車騒音に係る要請限度以下の達成率	%	自動車騒音の測定地点において、要請限度を下回った地点の割合	100 (8地点/8地点) (R3)	基準値を維持する	基準値を維持する

【取組の方向性4-2】水環境を保全します

大村湾や河川の水質汚濁の原因となる生活排水対策及び工場や事業場などの排水対策を進め、良好な水環境を保全します。



市の取組

○水質の調査・監視

大村湾や河川などの水質汚濁に関する調査・監視を県等の関係機関と共に進めます。

○生活排水対策

公共下水道については、下水道事業計画区域内を整備し、下水道への接続を促進します。公共下水道の事業計画区域以外及び農業集落排水処理区域以外の地区においては、合併処理浄化槽の設置を促進します。また、家庭で実践できる生活排水対策について、広報・啓発を行います。

○工場や事業場などの排水対策

工場や事業場などに対して、汚濁物質の削減を啓発するとともに、建築物が設置される場合には、事前協議による指導を行います。また、農業従事者に対しては化学肥料・化学農薬の適正使用の啓発を行います。

○大村湾・河川などの水質改善

大村湾・河川などへの汚濁負荷の低減の取組を進めるとともに、水質改善に向けた取組を進めます。また、大村湾をきれいにする会との協働による普及啓発活動を推進するとともに、市民・事業者参加型の環境保全活動を推進します。

市民の取組

○洗剤、シャンプーやリンスは適量使用するように努めます。

○食事や飲み物は必要な分だけ作り、残り物を流さないように努めます。

○食器や鍋についた油や汚れは拭いてから洗うように努めます。

○大村湾や河川、それらの周辺での清掃活動に参加するよう努めます。

○下水道が整備されていない地域では合併浄化処理槽を設置し、適正な維持管理に努めます。

○下水道が整備された区域では、遅滞なく下水道へ接続するよう努めます。

○ガーデニングや家庭菜園などにおける除草剤・殺虫剤などの使用を控えるよう努めます。

事業者の取組

○事業活動における汚濁物質の削減に努めます。

○廃油の適正処理を行います。

○農業では有機農業の取組面積の拡大及び化学肥料・化学農薬の低減や農地の土砂流出防止に努めます。また、畜産廃棄物の適正処理を行います。

○漁業では、漁船からの排水やごみの適正な処理を行うとともに、養殖漁業における適正な飼料の利用に努めます。

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
大村湾の COD 値(再 掲)	mg /L	大村湾の 17 環境基準 点における COD 値の 平均	2.4 (R3)	2.0	2.0
汚水処理人 口普及率	%	汚水処理施設(下水 道、農業集落排水施 設等、浄化槽、コミュ ニティ・プラント)で処理可 能な人口を行政区域人 口で除した値	99.6 (R3)	99.6	99.7
水洗化率	%	汚水処理施設に接続さ れている水洗便所設置 済人口を行政区域人 口で除した値	97.6 (R3)	98.5	98.7

※大村湾における COD の環境基準達成は、2.0mg/L 以下

第3章 施策の展開

【取組の方向性4-3】環境衛生・環境美化を進めます

安全・安心な生活環境を確保するため、地域の環境衛生・環境美化対策を推進するとともに、市民一人ひとりの環境美化意識の高揚に取り組みます。



市の取組

○環境衛生対策の充実

犬や猫などの適正な飼育の促進を図るため、関係機関と連携した飼主への飼い方・しつけ方の指導に取り組むとともに、終生飼養や里親制度など動物愛護の普及啓発を推進します。

○環境美化対策の充実

「大村市環境美化条例」、「大村市環境保全条例」に基づく空き缶などのごみの散乱防止、適正な空き地の管理及び緑化の推進など環境美化対策に取り組めます。また、市民参加の清掃活動を開催することで、市民の美化意識の啓発に取り組めます。

市民の取組

○自宅などの敷地及びその周辺の清掃に努めます。

○清掃活動などの地域の環境美化活動に参加するよう努めます。

○犬や猫など、ペットの適正な管理に努めます。

事業者の取組

○工場や事業場などの敷地及びそれらの周辺の清掃に努めます。

○清掃活動などの地域の環境美化活動に参加・協力するよう努めます。

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7年度	R9年度 (5年後)
市民大清掃への参加者数	人	例年、夏に開催する市民総参加の環境美化イベント「市民大清掃」の参加者数	9,647 (R1)	10,200	10,400
里親制度 ^{※21} による市道管理延長	m	ボランティア（里親）による清掃活動や美化活動が実施されている市道の延長	28,175 (R3)	38,700	40,600

※基準値は原則として R3 年度の実績とするが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、実績が乖離している場合は、影響のない直近の年度の実績とする。

※21 里親制度：市民が道路や公園等を自らの「養子」のように愛情をもって、定期的に清掃・美化などを行う制度

基本目標5 快適で潤いのあるまちづくり（快適な都市環境の創出）

現状と課題

①公園

大村市には、2021(令和3)年4月1日現在、大村公園をはじめ53か所(62.60ha)の都市公園^{※22}が整備されており、身近な憩いの場として利用されています。2020(令和2)年度における大村市の市民一人当たりの公園面積は6.6m²で、国の目標である10m²より小さくなっています。

公園は、日常生活に潤いを与える場所であるため、今後も身近な公園の整備・維持を進める必要があります。また、公園はまとまった緑の空間として都市景観を構成する重要な要素であるとともに、災害時の防災空間としての機能も有しており、これらの役割を考慮した適正配置が必要です。

②水辺

水とふれあえる空間を整備することは、水に親しむ機会を増やし、水環境保全への意識啓発に繋がります。

このため、水と親しむことができる海辺や河川空間は、市民の憩いの場として親水性や景観、生態系に配慮した整備が必要です。

シャクナゲの里河畔公園、大上戸川河畔公園のほか、自然溪流を利用して整備された郡川砂防公園は、水とのふれあいの場として多くの市民に利用されています。



郡川砂防公園

③景観

三城及び山田の滝周辺を風致地区^{※23}として指定し、自然的景観を主体とする良好な都市景観を維持しています。

市民アンケートの結果によると、大村市の魅力として、「山や海が身近に感じられること」、「大村湾があること」という回答が多くあがりました。

自然を身近に感じられる環境を有していることが大村市の特徴と言えます。

大村市の特徴を活かした景観づくりを行うとともに、大村らしい景観を保全していく必要があります。



山田の滝風致地区

※22 都市公園：国または地方公共団体が都市計画施設として設置する公園または緑地及び地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園または緑地

※23 風致地区：良好な自然環境や景観の保全を目的に樹木の伐採や建物の規模などが規制された地区

④交通環境

市民アンケートの結果によると、大村市の魅力として、「長崎空港、大村インターチェンジ、新幹線があること」という回答が最も多くあがりました。

一方、「公共交通の便利さ」に対しては、重要と考える市民の割合は高いものの、現状に満足している市民の割合は低くなっており、公共交通の利便性向上を図る必要があります。

2022(令和4)年9月に西九州新幹線が開業したことで、長崎空港、長崎自動車道の大村インターチェンジ、新大村駅の高速交通拠点をもつた、県内で最も交通アクセスに恵まれたまちとなっております。



新大村駅

【取組の方向性 5 - 1】 自然を身近に感じる環境を整備します

快適な生活環境や身近な体験で環境保全の大切さを学べる環境を確保するため、身近に自然を感じ、憩うことのできる空間や公園を整備します。



市の取組

○身近な公園の整備

身近な憩いの場、防災空間としての役割に配慮しながら、公園・緑地の適正配置を進めます。また、ニーズに応じた利用方法や維持管理方法について検討します。さらに、老朽化した施設の改修や機能の更新を進めます。

○緑化の推進

施設緑地^{※24}、風致地区として定められた地域性緑地^{※25}などの身近な緑地の保全や道路や公共施設など都市施設の緑化整備を進めます。また、緑化に関するイベントなどを開催します。

○親水空間の整備

河川・海岸の整備においては、自然環境に配慮しながら、緩傾斜護岸や階段工などにより親水性の確保に取り組みます。

市民の取組

○身近な公園の清掃活動、緑の保全活動及び緑化に関する啓発イベントに参加するよう努めます。

○植栽や生け垣など、身近な緑を増やすよう努めます。

事業者の取組

○事業所の緑化に努めます。

○地域の緑化活動に参加・協力するよう努めます。

※24 施設緑地：国または地方公共団体が土地の所有権を取得し、目的に応じた公園形態をつくり公開する緑地

※25 地域性緑地：緑地保全地区や風致地区など、緑地を保全するために指定した地域

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
1 人当たりの都市公園面積	m ² /人	大村市内の都市公園面積を総人口で除した値	6.6 (R3)	8.4	8.4
親水空間の設置 か所	か所	川とのふれあいを目的として整備された空間の設置箇所数	23 (R3)	24	24
さくら・花苗の緑化面積	ha	市民に配布した「さくらの苗木」や「花苗」の本数に一定面積を乗じて算出された緑化推定面積	12.1 (R3)	12.1	12.1

【取組の方向性5-2】 大村の特徴を活かした景観を創ります

豊かな自然と歴史に恵まれた大村市の特徴を活かした景観を形成し、潤いのある魅力的なまちづくりを進めます。



市の取組

○個性ある景観資源の保全と活用

大村市を囲む大村湾や多良山系などの豊かな自然は、美しい景観を形成する骨格として、その保全を図ります。また、大村市の歴史・文化を伝え、個性を形づくる資源として、城下町や宿場町など、歴史遺産を活かした景観づくりを推進します。

○優れた景観と調和する街なみの創出

大村市の個性を発揮し、魅力的な都市空間を創出するため、自然景観や歴史景観と調和した街なみの創出を図ります。また、住む人も訪れる人も魅力あるまちとしての認識が深まるような都市景観の創出を進めます。

景観の保全・創出にあたっては、「大村市景観計画」に基づき進めます。

市民の取組

○道路や公園、河川などの公共空間の美化・維持管理に協力します。

○良好な景観の保全・形成に努めます。

事業者の取組

○景観づくりに参加・協力するよう努めます。

○事業活動などにより、景観形成に支障を及ぼすことがないように努めます。

○地域住民とともに、地域活動に参加・協力するよう努めます。

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7年度	R9年度 (5年後)
街なみが美しく住みやすいと感じる市民の割合	%	市民満足度調査において、「街なみが美しく住みやすい」と回答した市民の割合	74 (R3)	80	81
景観形成地区 ^{※26} (上小路周辺地区)における重要路線の整備率	%	都市景観の形成を重点的に図る必要がある地区として指定された上小路周辺地区における道路のうち、「街なみ環境整備事業」で計画された道路修景の整備(延長)割合	56.4 (R3)	100.0	100.0

^{※26} 景観形成地区：市長が都市景観基本計画に基づき、都市景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区

【取組の方向性 5-3】 利用しやすい都市・交通環境を整備します

環境にやさしい交通体系の創出、人にやさしい交通環境の整備に取り組み、利用しやすい都市・交通環境を整備します。



市の取組

○環境にやさしい交通体系の創出

自動車交通の円滑化により、自動車による環境負荷を低減します。また、公共交通機関の利便性を向上させることにより、利用を促進します。さらに、自動車から自転車への利用転換など、環境に配慮した交通行動を促進します。

○人にやさしい交通環境の整備

安全・安心な歩行・自転車空間及び歩行者ネットワーク^{※27}の整備など、人にやさしい交通環境の整備を推進します。

○駐車・駐輪対策

快適な交通環境の確保のため、駐車場・駐輪場の適正配置・整備を進めるとともに、不法駐車・不法駐輪防止の意識啓発を推進します。

市民の取組

○マイカーの利用を控え、バス・JRなどの公共交通の利用に努めます。

○近距離の移動の際は、徒歩や自転車の利用に努めます。

○歩行者に配慮した自動車・自転車の運転に努めます。

事業者の取組

○事業活動においては、環境にやさしい手段（徒歩、自転車、公共交通）での移動に努めます。

○自転車通勤を奨励し、従業員用駐輪場の確保に努めます。

○交通事業者は、利用者ニーズに応じた便利で、安全、快適な運行サービスの提供に努めます。

※27 歩行者ネットワーク：歩行者専用道路や自転車道、緑道、幹線道路の歩道など、主に歩行者や自転車が安心して通行できる交通網

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
歩道の段差解消 必要か所数	か所	ユニバーサルデザインを考 慮し、誰もが利用しやす い歩道にするための工事 が必要な箇所数	255 (R3)	239	231
鉄道の平均乗車 人数(竹松駅及 び大村駅)	人/日	大村市内 2 駅 (竹松・ 大村) の平均乗車人数	3,539 (R1)	3,700	3,700
バス 1 便あたりの 利用者数	人/便	大村市内の路線バスの 年間総利用者数を年間 総運行便数で除した値	14.5 (R1)	13.0	14.0
市道の改良率	%	市内全域の市道のうち、 歩行者の安全確保や自 動車交通の円滑化を目 的として局部改良工事 や拡幅改良工事など により構造が改善された道 路の整備 (延長) 割合	68.3 (R3)	69.0	70.0
都市計画道路の 改良率	%	都市計画決定を受けた 道路のうち、歩行者の安 全確保や自動車交通の 円滑化を目的として局 部改良工事や拡幅改良 工事などにより構造が改 善された道路の整備 (延長) 割合	70.1 (R3)	74.0	75.0

※基準値は原則として R3 年度の実績とするが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、実績が乖離している場合は、影響のない直近の年度の実績とする。

基本目標6 協働で環境保全に取り組むまちづくり(環境教育・環境学習の推進と協働)

現状と課題

①環境問題への関心

市民アンケート調査によると、環境問題として「地球温暖化」が最も関心が高く、全体の67%の方が関心があると回答しています。次いで、「フードロス」が33%、「ごみの増加や不法投棄」が29.6%となっています。

②環境教育・環境学習

大村市では、環境問題の認識と環境保全活動に対する意識の向上を目的として、環境講座やリバーウォッチング、大村湾ウォッチングなどの開催や環境センターにおける施設見学などを実施しています。また、「第三期大村市教育振興基本計画」を策定し、「教育のまち大村」を実現するため、持続可能な社会の担い手を育てる教育として「持続可能な開発のための教育(ESD)」に取り組んでいます。

市民アンケートの結果によると「次世代を担う子どもへの環境教育」に対して、重要と考える市民の割合は高いものの、現状に満足している市民の割合は低くなっています。

このため、子どもたちへの環境教育・環境学習をより一層進めていくとともに、地域・家庭が連携して取り組む仕組みづくりが必要です。



大村湾ウォッチング

③情報提供

大村市では、市のホームページで「大村市環境の概況」を公開し、水質や騒音・振動の測定結果、ごみの処理状況などについて公表しています。また、ホームページだけでなく、市の広報紙でも環境講座や環境イベントの開催に関する情報を公開しています。

一方、市民アンケートの結果によると「環境に関する情報を得る機会」に対して、重要と考える市民の割合は高いものの、現状に満足している市民の割合は低くなっています。

市民・事業者の環境学習や環境保全活動を促進するためには、環境に関する情報を収集し、多くの市民・事業者に提供する必要があります。

【取組の方向性 6 - 1】 環境保全の意識向上に取り組みます

環境イベントや環境講座の開催及び環境に関する情報を積極的に提供することにより、市民及び事業者の認識を更に深め、環境保全活動を促進します。



市の取組

○環境保全活動の推進

環境イベントや環境講座の開催などにより、環境保全活動の意識を高揚させます。

○環境情報の収集・提供

市民・事業者による環境保全活動や大村市の環境の状況などの情報を収集するとともに、その内容や活用方法について広報紙やインターネット・SNSなどで積極的に提供します。

市民の取組

○環境イベントや環境講座に参加するよう努めます。

○家庭や地域における環境教育に努めます。

事業者の取組

○環境イベントや環境講座に参加・協力するよう努めます。

○SDGsの取組など、環境に関する情報の積極的な発信に努めます。

○環境に配慮した企業経営に努めます。

○従業員に対する環境教育・環境学習に努めます。

第3章 施策の展開

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
市民大清掃への参加者数(再掲)	人	例年、夏に開催する市民総参加の環境美化イベント「市民大清掃」の参加者数	9,647 (R1)	10,200	10,400
沿岸清掃への参加者数	人	大村湾をきれいにする会大村支部が主催し、年2回(春・夏)実施される「大村湾沿岸一斉清掃」の参加者数	2,927 (H30)	4,300	5,000

※基準値は原則として R3 年度の実績とするが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、実績が乖離している場合は、影響のない直近の年度の実績とする。

【取組の方向性6-2】 学校や地域での環境教育・環境学習を進め、人材の育成に努めます

学校における子どもたちの環境教育・環境学習を充実するとともに、地域での環境学習の機会を創出します。



市の取組

○学校における環境教育・環境学習の推進

学校で子どもたちが自然や生物にふれあい、環境の大切さを学ぶ機会、場づくりを行います。

○教職員研修の実施

市内の小・中学校で環境教育が推進できるよう、環境教育に関する教職員研修を実施します。

○地域における環境教育・環境学習の推進

地域での環境学習会の機会を増やすため、出前講座を充実させます。

○学校と地域の連携体制の構築

環境教育・環境学習について、学校と地域の連携体制を構築します。また、町内会や学校、企業などの各団体の活動の連携を促進します。

○人材育成

市民・事業者が環境について学ぶ機会及び環境保全活動を実践する機会を増やすことなどにより、環境保全に取り組む人材の育成を行います。

市民の取組

○学校や地域での環境保全活動に参加・協力するよう努めます。

○家庭で環境問題について話し合う機会を持つよう努めます。

事業者の取組

○施設見学の受け入れや農林業体験など、体験型の環境教育・環境学習に協力するよう努めます。

○学校や地域の環境教育・環境学習に参加・協力するよう努めます。

○地域での環境保全活動に参加・協力するよう努めます。

第3章 施策の展開

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7年度	R9年度 (5年後)
環境講座・環境イベントの参加者数	人/年	市が主催する「リバーウォッチング」や「環境出前講座」などの参加者総数	977 (R1)	1,000	1,000

※基準値は原則として R3 年度の実績とするが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、実績が乖離している場合は、影響のない直近の年度の実績とする。

第 4 章 地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

第1節 区域施策編策定の基本的事項・背景

1. 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021(令和3)年8月には、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015(平成27)年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018(平成30)年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050(令和32)年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050(令和32)年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

3. 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020(令和2)年10月、我が国は、2050(令和32)年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050(令和32)年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021(令和3)年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030(令和12)年度の温室効果ガスの削減目標を2013(平成25)年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。また、2021(令和3)年10月には、これらの目標が位置づけられた地球温暖化対策計画の閣議決定がなされました。地球温暖化対策計画においては、我が国は、

2030年、そして2050(令和32)年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、2050(令和32)年カーボンニュートラルと2030(令和12)年度46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
	14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別				
産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省(2021)「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

4. 大村市における地球温暖化対策のこれまでの取組や今後の取組方針

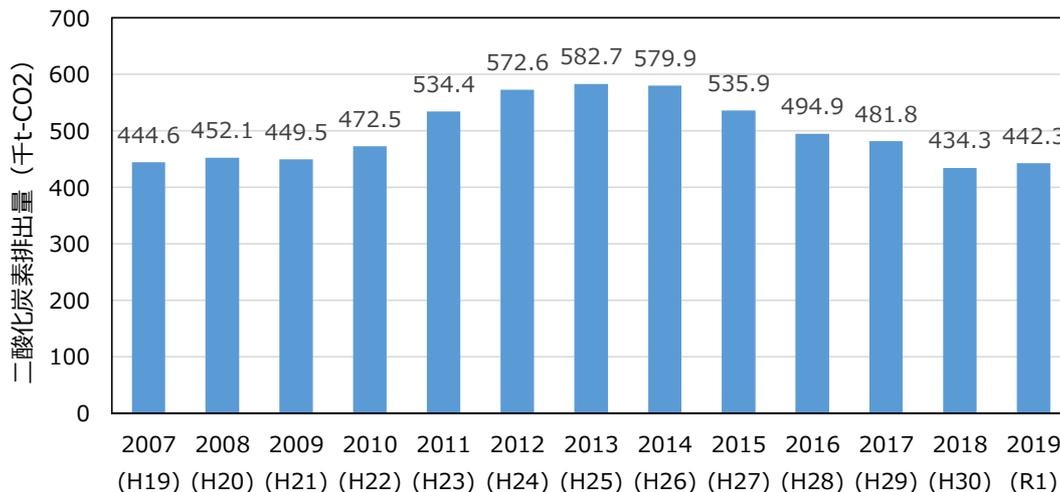
大村市においては、これまでも、再生可能エネルギーの導入促進等の取組を行ってきましたが、近年の国際的な動向や国内の動向を踏まえ、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく必要があります。

その際、住民や地域の事業者とも連携の上、地球温暖化対策に取り組んでいくこととし、大村市として「ゼロカーボンシティ」を目指します。

第2節 二酸化炭素排出量の推計及び目標

1. 二酸化炭素排出量の現況推計

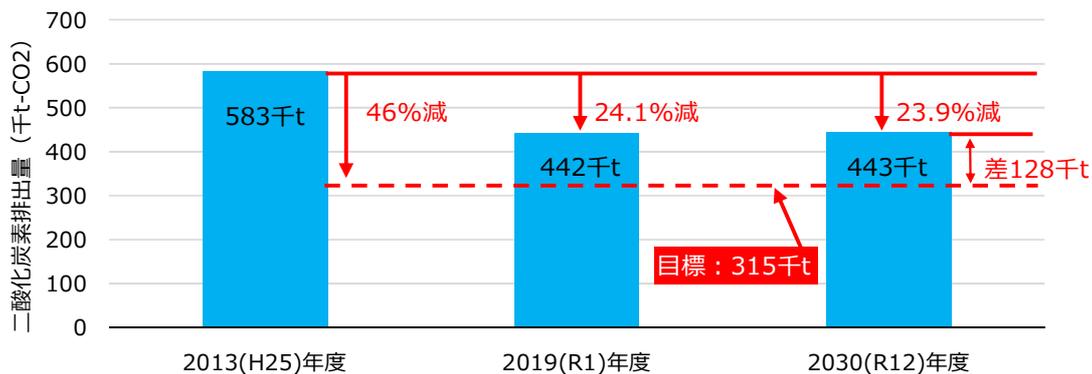
大村市において、温室効果ガスである二酸化炭素の排出量は、2013(平成25)年度以降、減少傾向にありましたが、2019(令和元)年に微増しています。2019(令和元)年度における二酸化炭素排出量は442千t-CO₂ですが、国や長崎県の基準年である2013(平成25)年度の583千t-CO₂と比較すると24.1%減少しています。



出典：環境省 HP「自治体排出量カルテ」

二酸化炭素排出量の経年変化

二酸化炭素排出量の将来推計を行ったところ、2030(令和12)年度の排出量（現状趨勢ケース^{※28}）は、人口の減少により、排出量が減るため、二酸化炭素排出量は443千t-CO₂（2013(平成25)年度比-23.9%）と予測されます。



現状趨勢ケースによる二酸化炭素排出量の推計

※28 現状趨勢ケース：現状から追加的な地球温暖化対策が行われないと仮定した場合

現状趨勢ケースによる二酸化炭素排出量の推計

項目	2019(令和元)年度	2030(令和12)年度
	排出量実績 (千t-CO ₂)	現状趨勢 推計排出量 (千t-CO ₂)
産業部門	73.7	73.9
製造業	51.8	51.9
鉱業・建設業	3.4	3.4
農林水産業	18.5	18.5
業務その他部門	104.8	105.0
家庭部門	94.7	94.9
運輸部門	156.8	157.1
自動車	149.4	149.7
旅客	93.2	93.4
貨物	56.2	56.3
鉄道	6.0	6.0
船舶	1.4	1.4
廃棄物分野	12.2	12.3
合計	442.3	443.1

※表内の数値は四捨五入の関係上、合計が合致しない場合があります。

※2019(令和元)年度のCO₂排出量の出典：環境省 HP「自治体排出量カルテ」

※本計算は、人口による按分により算出しています。なお、参照した人口データは下記のとおりです。

・2019(令和元)年度：95,062人

出典：10.1 異動人口調査（おおむらの統計）

・2030(令和12)年度：95,226人

出典：大村市人口ビジョン（大村市 2022年9月更新）

国立社会保障・人口問題研究所準拠推計（2018年推計 ※2020年国勢調査反映）

なお、各部門、分野における対象とした排出、排出源の例は、次の表のとおりです。

各部門、分野における対象とする排出、排出源の例

部門	対象とする排出	排出源の例
産業部門	製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出	電力の使用量、都市ガス、L P G、石炭、その他の燃料の燃焼
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出	電力の使用、都市ガス、灯油、A重油、L P G、その他の燃料の燃焼
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出	電力の使用、都市ガス、灯油、L P G、その他燃料の燃焼
運輸部門	自動車、船舶、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出	電力の使用、ガソリン、軽油、L P Gの燃焼、カーエアコン使用（フロン等）
廃棄物分野	一般廃棄物の処理に伴い発生する排出	一般廃棄物の焼却

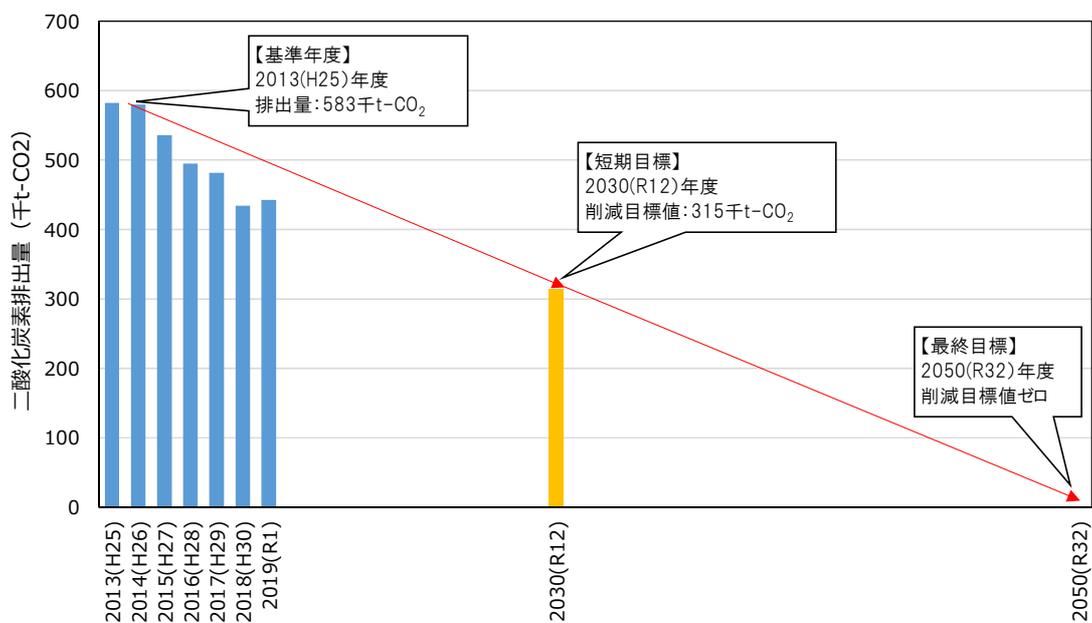
2. 二酸化炭素排出量の削減目標

これまでの排出状況を加味し、大村市の二酸化炭素排出量削減の目標は、2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で46.0%削減とします。これは国の地球温暖化対策計画における削減目標「2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比46.0%削減」を踏まえ、設定しています。

また、最終目標については、国の長期目標と同様に、2050(令和32)年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。

二酸化炭素排出量の削減目標

項目	内容
目標年度	2030(令和12)年度
目標	市内の年間二酸化炭素排出量を2013(平成25)年度比で46%削減(315千t-CO ₂)を目指す
最終目標	2050(令和32)年の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す
重点施策	1-1 省エネルギーに取り組みます 1-2 再生可能エネルギーの利用を進めます 2-1 ごみの減量化・資源化に取り組みます 5-3 利用しやすい都市・交通環境を整備します 6-1 環境保全の意識向上に取り組みます



二酸化炭素排出量の削減目標

第3節 計画の考え方（基本方針）

大村市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の考え方（基本方針）は下記のとおりです。

今後、国によるカーボンニュートラルに向けた支援策等が展開されることにより、発電や建築物、電気自動車・燃料電池自動車といった分野での技術革新が進むと予想されます。

大村市では、国の動きを踏まえ、大村市の特性にマッチした技術や施策を取り入れた上で、地球温暖化対策に取り組みます。

第4節 大村市の対策

1. 省エネルギーに取り組みます

◆市民・事業者による省エネ活動の推進

具体的な省エネ活動及びその効果に関する情報発信などを行い、省エネ活動の普及啓発に努めます。

- 家庭や事業所における節電やスマートムーブなどの省エネ型ライフスタイルの定着
- クールビズやウォームビズの積極的な実施
- リモートワークや時差出勤などの実施
- 節電や節水など、家庭でできる省エネ活動の推進

◆建築物等の省エネ化の推進

市が率先して建築物等の断熱化・長寿命化などを推進するとともに、市民・事業者へ情報提供し、省エネルギー技術の普及に取り組みます。

- 公共施設の断熱化・長寿命化の推進、省エネルギー設備・機器を率先的導入
- 市民・事業者による建築物の断熱化・長寿命化の推進、省エネルギー設備・機器の導入

◆交通における燃料使用の抑制

市が率先して環境対応車の導入などに取り組むとともに、市民・事業者に対して環境対応車導入の普及啓発やエコドライブなどのスマートムーブの推進を行うことにより、交通における燃料使用を抑制します。

- 市による環境対応車の率先的導入
- エコドライブなどのスマートムーブの推進・実施
- 地産地消による、フードマイレージの低減

2. 再生可能エネルギーの利用を進めます

◆再生可能エネルギーの率先導入

太陽光や風力熱利用システムなどを活用した再生可能エネルギーを今後も率先して公共施設に導入します。

公共施設への再生可能エネルギーの率先導入

◆再生可能エネルギーの導入促進

市民・事業者に対し、再生可能エネルギーの普及啓発や補助制度に関する情報発信を行うことにより導入を促進します。

再生可能エネルギーの普及啓発や補助制度に関する情報発信
 市民・事業者による再生可能エネルギーの導入

◆地域資源の活用

バイオマスや小水力など、地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を検討します。

バイオマス・小水力などの再生可能エネルギーの導入検討

3. ごみの減量化・資源化に取り組みます

◆ごみの減量化・資源化による二酸化炭素排出量の削減

ごみを減量化・資源化することで、ごみ処理にかかる二酸化炭素排出量の削減を推進するとともに、市民・事業者へ情報提供し、ごみの減量化・資源化の普及に取り組みます。

4R 運動の推進
 リサイクル製品等の利用推進
 廃棄物系バイオマスの利活用推進
 過剰包装や使い捨て製品の使用抑制
 ごみの適正な分別や店頭回収の積極的な実施

4. 利用しやすい都市・交通環境を整備します

◆利用しやすい都市・交通環境の整備による二酸化炭素排出量の削減

環境にやさしい交通体系の創出、人にやさしい交通環境の整備に取り組み、利用しやすい都市・交通環境を整備します。

公共交通機関の利便性の向上
 自動車から自転車への利用転換

5. 地球温暖化防止の意識向上に取り組みます

◆地球温暖化防止の意識向上による二酸化炭素排出量の削減

環境イベントや環境講座の開催及び環境に関する情報を積極的に提供することにより、市民及び事業者の認識を更に深め、地球温暖化防止活動を促進します。

○地球温暖化防止活動の推進

○環境情報の収集・提供

第 5 章 計画の推進

第1節 推進体制

大村市環境協議会において、本計画の総合的な進行管理を行います。

計画の進行状況は、市民・事業者などへ公表するとともに、大村市環境審議会に報告します。また、計画の見直し等については、大村市環境審議会の意見を聴きます。

大村市環境審議会

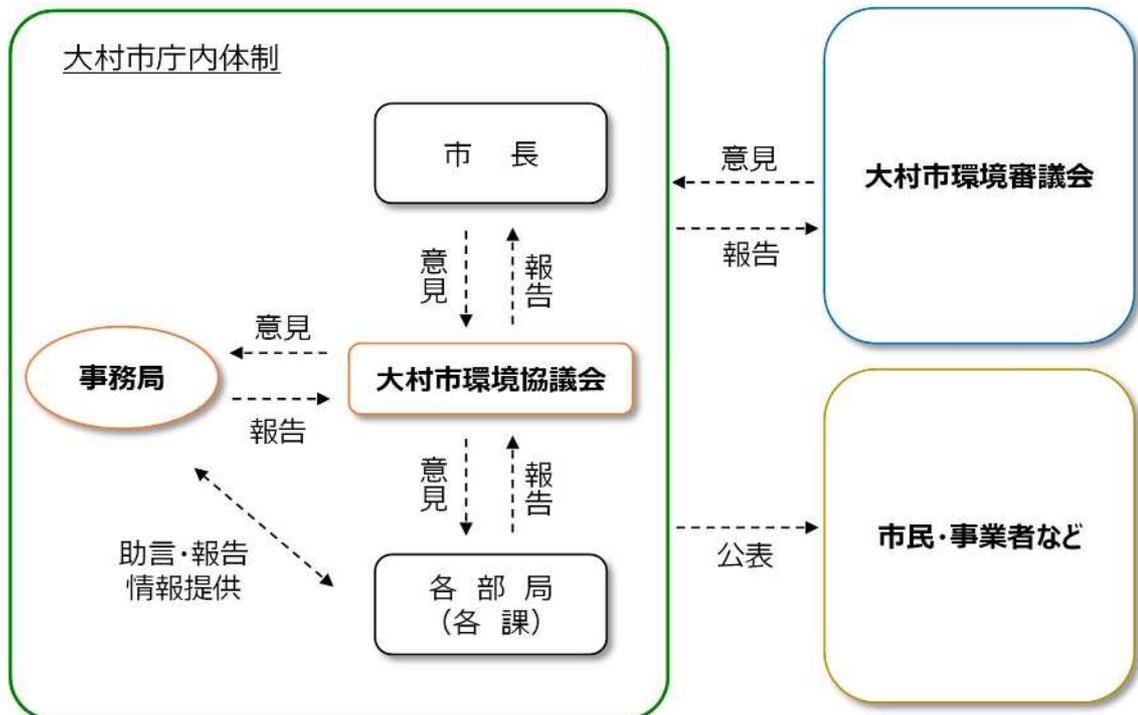
大村市環境基本条例第21条に基づき、大村市の環境の保全に関する基本的事項について調査審議を行う組織で、計画の進行状況等に関する報告を受けて、これに対して意見を述べます。

大村市環境協議会

庁内各部局の代表者で構成し、本計画の進行状況や見直すべき事項等についての把握と調整を行います。

事務局

計画の進行状況の把握を行います。



第2節 進行管理

進行管理は、環境マネジメント^{※29}の考え方にに基づき、PDCA方式により実施します。

Plan = 計画

環境基本計画の策定・改定を行います。

Do = 実施

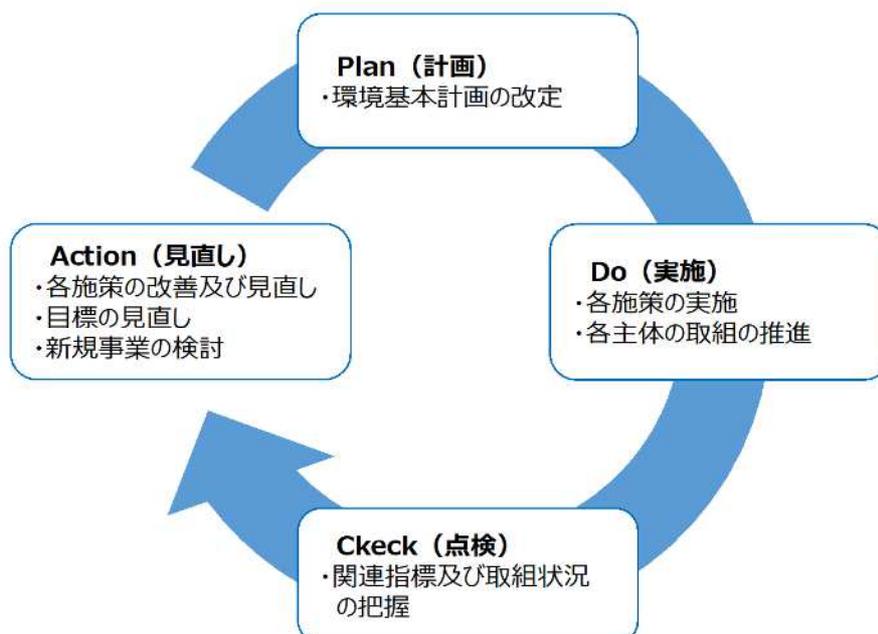
本計画に基づき、関係各課において、施策を実施します。

Check = 点検

各施策で設定した関連指標及び取組状況を把握し、本計画の進行状況を点検します。また、その結果をとりまとめ、公表します。

Action = 見直し

施策の点検の結果をもとに、必要に応じて施策・事業の見直しを行い、取組方針や組織体制等に反映します。



※29 環境マネジメント：組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと

資料編

- 1 大村市環境基本条例
- 2 計画策定の経緯
- 3 計画の策定体制
- 4 環境に関する意識調査
- 5 用語説明

1 大村市環境基本条例

平成 13 年 3 月 27 日

条例第 1 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）

第 2 章 環境の保全を推進するための基本的施策

第 1 節 施策の基本方針等（第 7 条・第 8 条）

第 2 節 環境の保全に関する施策等（第 9 条～第 20 条）

第 3 章 大村市環境審議会（第 21 条～第 29 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である恵み豊かな環境が適切な状態で維持され、将来の世代へと引き継いでいかれるように行われなければならない。

2 環境の保全は、人と自然とのより良い共生が図られるように行われなければならない。

3 環境の保全は、資源及びエネルギーの有効な利用により、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な社会を形成するために行われなければならない。

4 地球環境の保全は、市民生活、事業活動等が地球全体の環境と密接にかかわっていることにかんがみ、市、市民及び事業者の協働により取り組まれなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自ら事業を実施するに当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めるとともに、市民及び事業者の環境の保全に関する取組みを支援する責務を有する。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う廃棄物の排出、自動車の使用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全を推進するための基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

- 第7条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 生態系及び生物の多様性の確保その他の豊かな自然環境の保全を目指すこと。
- (2) 歴史的文化的な遺産の将来の世代への継承等を推進し、快適で潤いのある都市環境の保全を目指すこと。
- (3) 公害を防止し、市民の健康を守り、安全で、かつ、安心な生活環境の保全を目指すこと。
- (4) 資源の循環的な利用及びエネルギーの効率的な利用を促進するとともに、廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷が少ない循環型社会（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第1項に規定する循環型社会をいう。）の形成を目指すこと。
- (5) 地球温暖化の防止その他の地球環境の保全のための施策を積極的に推進すること。
- (6) 市、市民及び事業者の協働による環境の保全に関する取組みを推進すること。

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 環境の保全に関する配慮の指針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画に市民及び事業者の意見が反映されるように、必要な措置を講じなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、大村市環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 環境の保全に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配

慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第 10 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について、自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(助成等の措置)

第 11 条 市は、市民及び事業者が行う環境への負荷の低減に資する施設の整備及び活動を促進するため、必要な助成、技術的助言等を行うように努めるものとする。

(自然環境の保全)

第 12 条 市は、水源のかん養、二酸化炭素の吸収その他の機能を有する森林を保全し、及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、河川、海、海岸等の水環境を保全するため、下水道、廃棄物の処理施設その他の自然環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するものとする。

3 市は、環境への負荷が少ない農業の振興を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、市民が自然環境と身近に触れ合える空間の創出に努めるものとする。

(都市環境の保全)

第 13 条 市は、市民及び事業者とともに、緑化、ごみの散乱防止等の推進、良好な景観の形成、歴史的文化的な遺産の保存等のために、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減に資する交通施設の整備、低公害車の導入促進等に努めるものとする。

(生活環境の保全)

第 14 条 市民の生活環境が保全されるよう、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、河川、道路等において必要な監視、測定、試験及び検査を行い、生活環境の保全に関する施策に反映させるように努めるものとする。

(廃棄物の減量及び適正処理の促進等)

第 15 条 市は、県及び他の市町村と協力して、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の発生の抑制、再生利用等による減量及び適正な処理が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的な利用及びエネルギーの効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、廃棄物の適正な処理を行うとともに、廃棄物の発生の抑制、再生利用等による減量並びに資源の循環的な利用及びエネルギーの効率的な利用に積極的に努めるものとする。

(地球環境の保全)

第 16 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(体制の整備)

第 17 条 市は、環境の保全に関する施策の総合的な調整及び計画的な推進を図るために、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者と協働して取り組むための体制の整

備に努めるものとする。

(広域的な連携)

第 18 条 市は、環境の保全に関する施策のうち、地球環境の保全、海域の水質保全その他広域的な取組みを必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と連携し、その推進に努めるものとする。

(環境教育)

第 19 条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する教育の充実に努めるものとする。

(環境情報の公表及び提供)

第 20 条 市長は、環境の状況及び市が実施した環境の保全に関する施策を定期的に公表するものとする。

2 市は、市民及び事業者の環境の保全に関する活動を促進するため、環境の保全に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

第 3 章 大村市環境審議会

(設置)

第 21 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、大村市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 第 8 条第 4 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による環境基本計画に関する事項
- (2) 環境の保全に関する基本的事項

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 産業代表
- (3) 民間代表
- (4) 関係行政機関の職員

(平 14 条例 31・一部改正)

(任期)

第 24 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 25 条 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長とともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第 26 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の議長は、会長が当たる。

(関係人の出席)

第 27 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 28 条 審議会の庶務は、市民環境部において処理する。

(平 14 条例 6 ・平 18 条例 37 ・平 22 条例 25 ・一部改正)

(委任)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大村市環境審議会条例の廃止)

2 大村市環境審議会条例（昭和 48 年大村市条例第 2 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に廃止前の大村市環境審議会条例第 3 条第 3 項の規定により委嘱され、又は任命された委員は、その任期が満了するまでの間、この条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。

(大村市環境保全条例の一部改正)

4 大村市環境保全条例（昭和 52 年大村市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう省略〕

附 則（平成 14 年 3 月 26 日条例第 6 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 9 月 13 日条例第 31 号）抄

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

(1)から(4)まで 略

(5)第 9 条の規定 平成 15 年 6 月 1 日

附 則（平成 18 年 12 月 20 日条例第 37 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 17 日条例第 25 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 計画策定の経緯

年月日	審議会・協議会・各種調査等
令和4年9月30日～10月20日	環境に関する意識調査アンケート（市民・事業者）
令和4年10月19日	第1回大村市環境協議会
令和4年11月16日	第2回大村市環境協議会
令和4年12月9日	第3回大村市環境協議会
令和5年1月17日	第1回大村市環境審議会
令和5年1月27日	第4回大村市環境協議会
令和5年2月8日	第5回大村市環境協議会
令和5年2月17日	第2回大村市環境審議会
令和5年3月17日～30日	パブリックコメント

3 計画の策定体制

大村市環境審議会委員（令和5年3月31日現在）

会 長	中 村 人 久	（大村商工会議所）
副会長	篠 塚 恵 子	（大村市医師会）
	野 口 聖 子	（大村東彼薬剤師会）
	下 川 達 生	（長崎県中央農業協同組合）
	松 尾 貢	（大村市漁業協同組合）
	宮 脇 保 信	（長崎県建設業協会大村支部）
	阿 野 博 史	（大村市町内会長会連合会）
	川 本 良 美	（連合長崎大東・壱岐・対馬地域協議会）
	立 花 久 規	（大村青年会議所）
	石 本 和 幸	（大村市交通安全協会）
	本 村 未 好	（大村市子ども会育成連合会）
	朝 長 靖 彦	（長崎行政相談委員協議会）
	吉 川 尚 利	（長崎県環境保健研究センター）
	亀 井 立	（大村警察署）
	小 塚 公 親	（長崎県中央保健所）
	大 槻 隆	（大村市社会福祉協議会）
	古 田 豊 隆	（諫早人権擁護委員協議会）

4 環境に関する意識調査

(1) 調査の目的

本計画の改定にあたり、市民・事業者の大村市の環境に関する意識を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象及び方法、時期

調査対象	抽出方法	調査時期
市民 1,000 人	市内に居住する 15 歳以上の男女を無作為に抽出	令和 4 年 9 月 30 日 ～10 月 20 日
事業者 100 社	市内の事業所のうち、業種別の事業所数割合に応じて無作為に抽出	

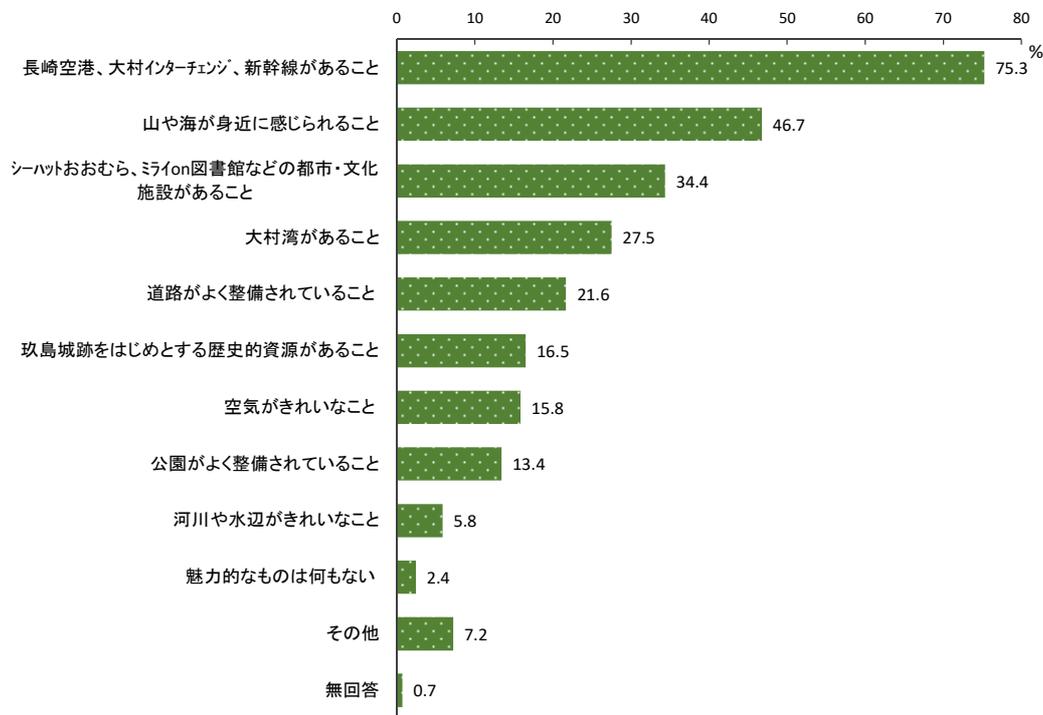
(3) 回収結果

調査対象	配布数 A	宛先不明 B	回収数 C	回収率 $C/(A-B)$	無効 回答 D	有効回収率 $(C-D)/$ $(A-B)$
市民	1,000	2	290	29.0%	0	29.0%
事業者	100	0	29	29.0%	0	29.0%

(4) 市民の意識調査結果

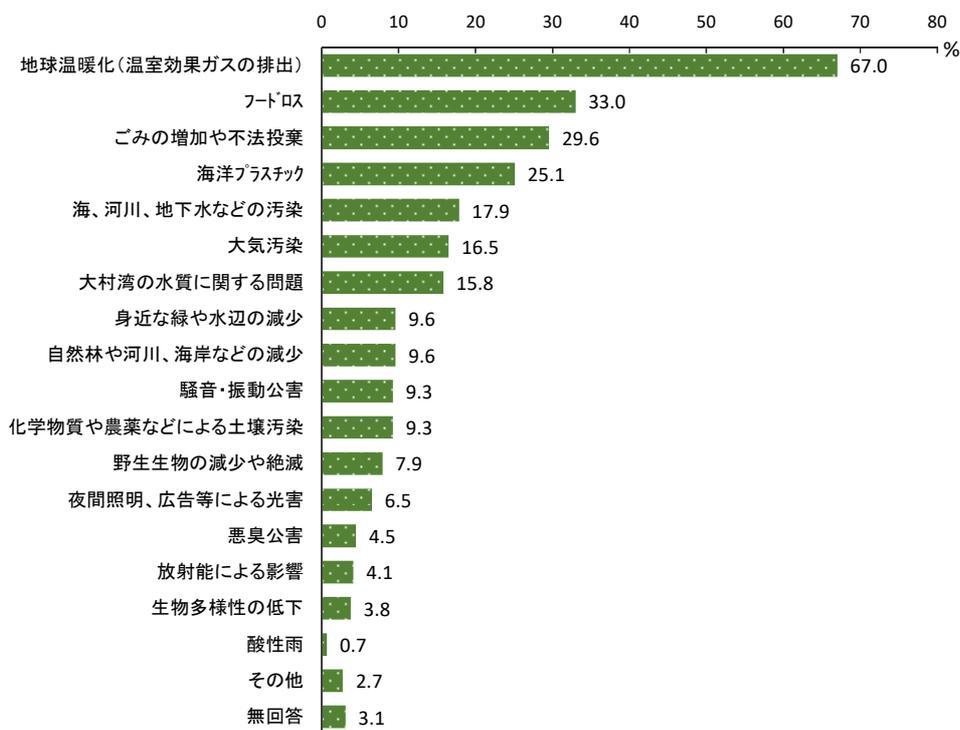
① 魅力的な環境

魅力的な環境については、「長崎空港、大村インターチェンジ、新幹線があること」が最も高く、次いで「山や海が身近に感じられること」、「シーハットおおむら、ミライ on 図書館などの文化施設があること」でした。



② 関心のある環境問題

関心のある環境問題については、「地球温暖化」が最も高く、次いで「フードロス」、「ごみの増加や不法投棄」でした。



③環境に関する満足度と重要度

満足度が低く重要度が高い「6 公共交通の便利さ」、「4 空き缶やタバコの吸い殻などのポイ捨てが無く街がきれいである」、「26 次世代を担う子どもへの環境教育」は、今後も重点的に取り組むべきものです。また、満足度・重要度がともに高い「7 住み心地」、「1 空気のきれいさ」、「11 山の緑の多さ」は、現状を維持すべきものです。

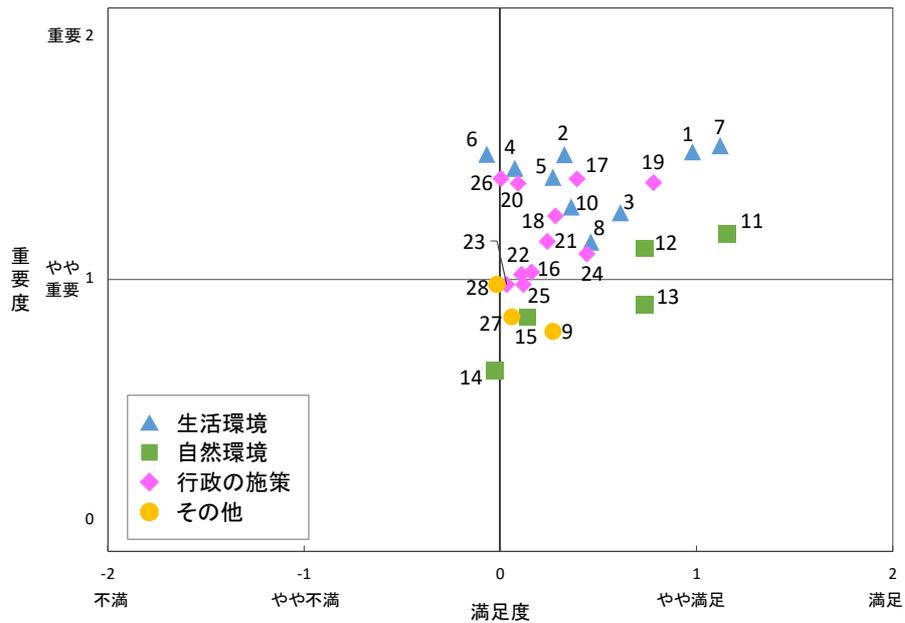
なお、満足度として重要度をそれぞれ点数化し集計しました。点数化は回答数に以下に示す得点を乗じて合計し、総回答数で除して平均値を算出しました。

満足度と重要度の点数付け

満足度	重要度	得点
満足	重要	2点
やや満足	やや重要	1点
どちらともいえない	どちらともいえない	0点
やや不満	あまり重要でない	-1点
不満	重要でない	-2点

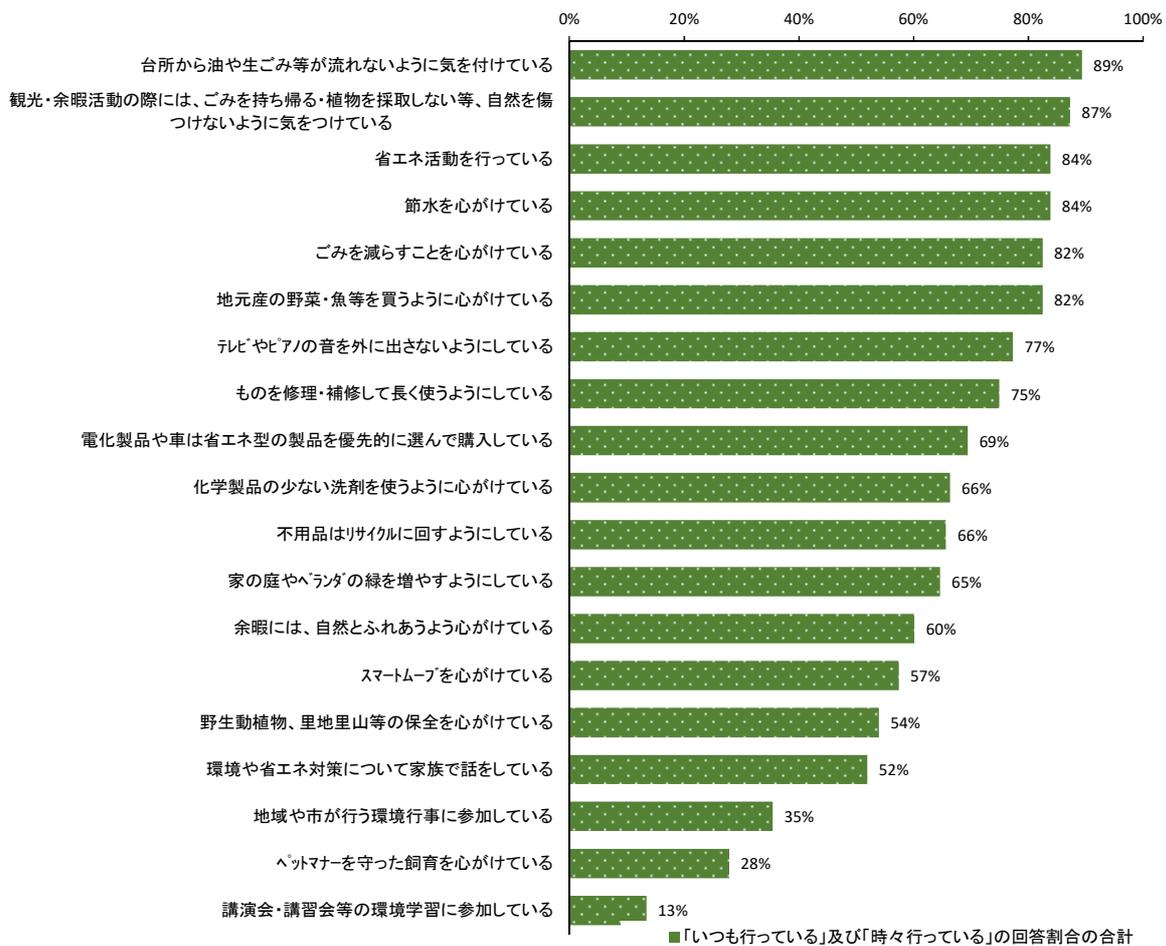
環境に対する満足度と重要度

区分	No.	項目	満足度	重要度
生活環境	1	空気のきれいさ	0.979	1.469
	2	水辺のきれいさ	0.327	1.460
	3	静けさや音の心地よさ	0.612	1.245
	4	空き缶やタバコの吸い殻などのポイ捨てが無く街がきれいである	0.073	1.409
	5	廃家電などのごみの不法投棄がない	0.269	1.376
	6	公共交通の便利さ	-0.070	1.461
	7	住み心地	1.120	1.493
	8	まち並みの美しさ	0.461	1.138
	9	屋外広告物と周囲の景観との調和	0.269	0.808
	10	公園の整備	0.361	1.266
自然環境	11	山の緑の多さ	1.158	1.168
	12	公園や街路樹等のまちの緑の多さ	0.734	1.116
	13	田や畑の風景の美しさ	0.737	0.906
	14	動物や植物とのふれあいの場	-0.028	0.663
	15	水辺の自然とのふれあいの場	0.140	0.862
行政の施策	16	自然を生かした河川整備	0.159	1.027
	17	分別収集、リサイクル等のごみ処理対策	0.391	1.369
	18	公害対策	0.281	1.234
	19	下水道整備、し尿処理等の排水対策	0.781	1.356
	20	自動車交通対策	0.091	1.353
	21	ダイオキシンやアスベスト等の有害物質対策	0.240	1.140
	22	太陽エネルギー等の再生可能エネルギーの利用促進	0.108	1.019
	23	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車等・自転車の利用促進	0.033	0.981
	24	豊かな緑の保全・創出	0.441	1.094
	25	環境に配慮した行動に関する啓発活動	0.118	0.981
その他	26	次世代を担う子どもへの環境教育	0.004	1.372
	27	地域活動や町内会活動などの地域コミュニティ	0.058	0.862
	28	環境に関する情報を得る機会	-0.018	0.981



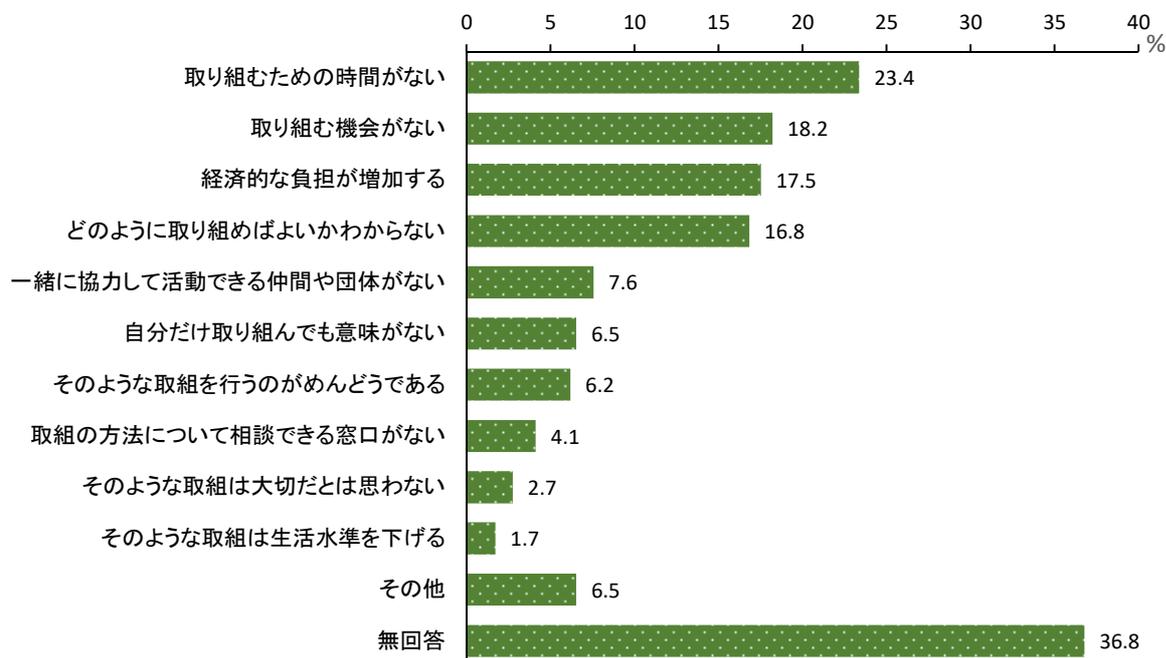
④日常生活における環境に配慮した取組の実施状況

日常生活における環境に配慮した取組の実施状況については、「講演会・講習会等の環境学習に参加している」、「ペットマナーを守った飼育を心がけている」、「地域や市が行う環境行事に参加している」において、「いつも行っている」及び「時々行っている」の回答割合が低くなっています。



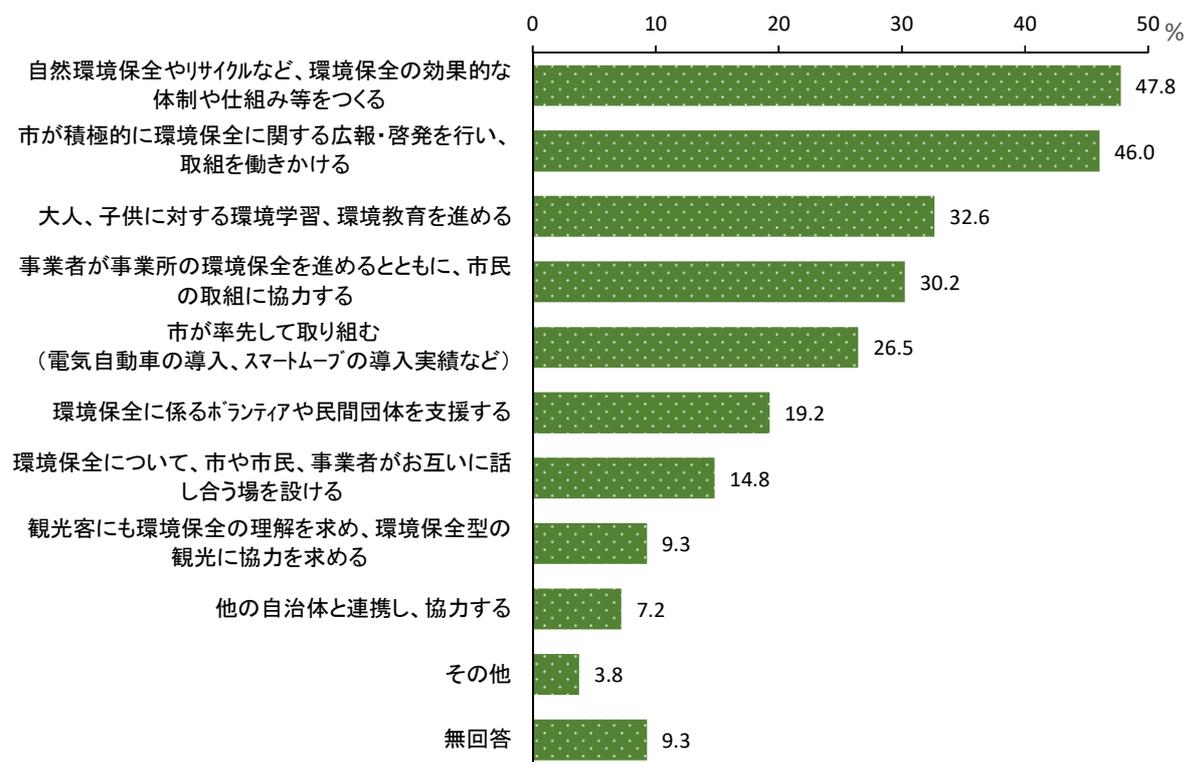
⑤環境に配慮した取組ができない理由

環境に配慮した取組ができない理由については、「取り組むための時間がない」が最も高く、次いで「取り組む機会がない」、「経済的な負担が増加する」の回答割合が高くなっています。



⑥環境保全対策の推進方策

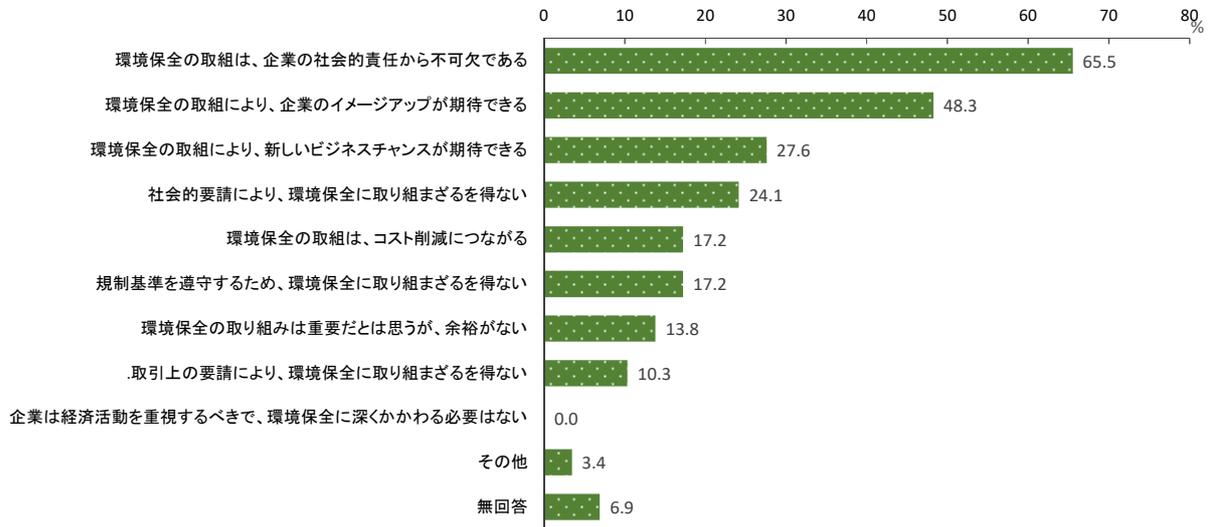
環境保全対策の推進方策については、「自然環境保全やリサイクルなど、環境保全の効果的な体制や仕組み等をつくる」が最も高く、次いで「市が積極的に環境保全に関する広報・啓発を行い、取組を働きかける」、「大人、子どもに対する環境学習、環境教育を進める」の回答割合が高くなっています。



(5) 事業者の意識調査結果（概要）

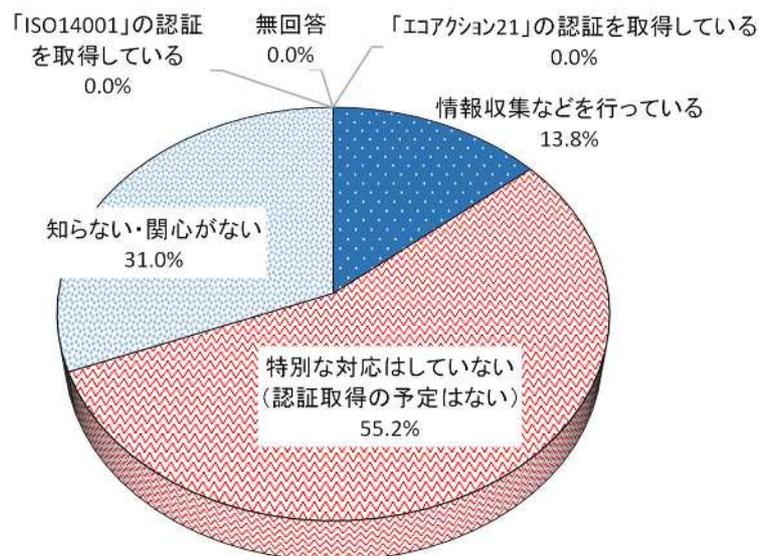
①環境保全に関する取組の考え方

環境保全に関する取組の考え方については、「環境保全の取組は、企業の社会的責任から不可欠である」が最も高く、次いで「環境保全の取組により、企業のイメージアップが期待できる」、「環境保全の取組により、新しいビジネスチャンスが期待できる」でした。



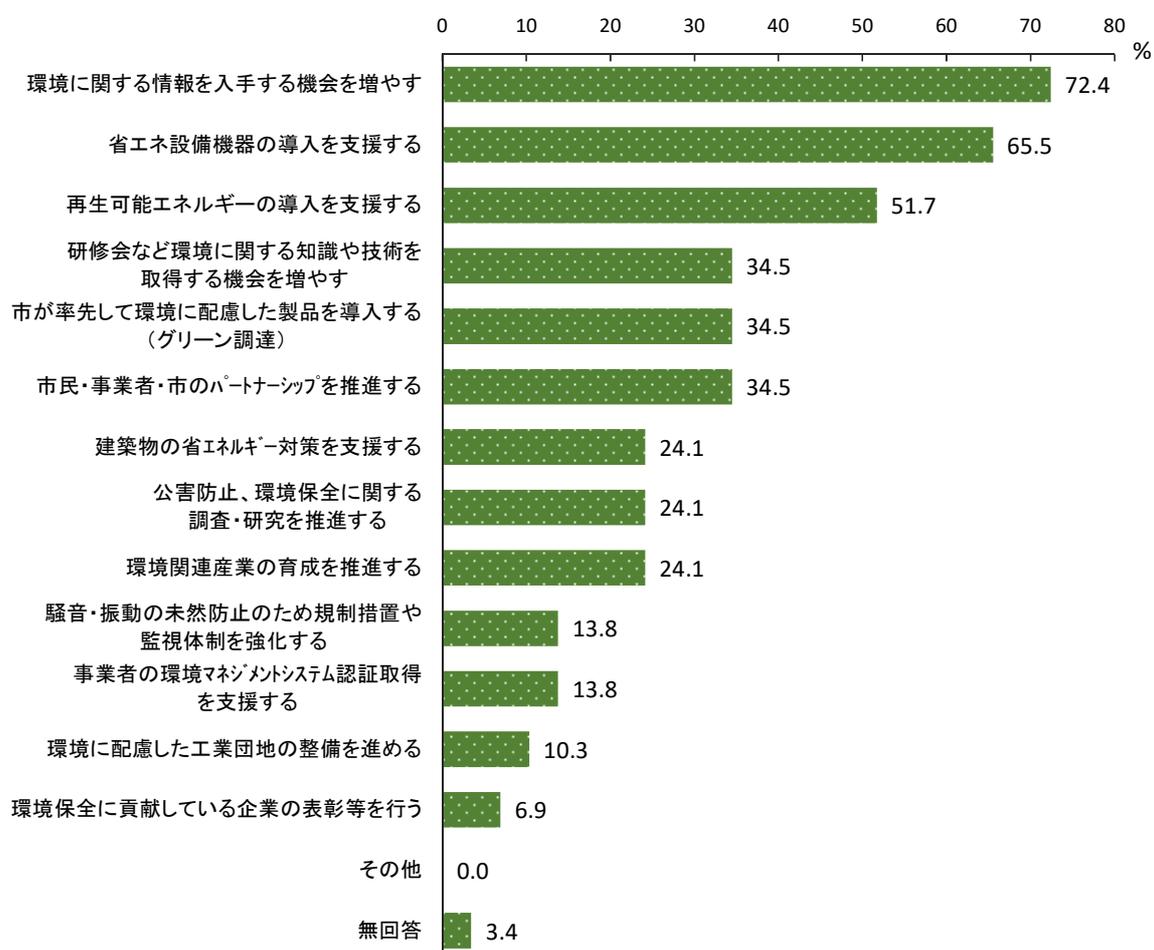
②環境マネジメントシステムに関する考え方

環境マネジメントシステムに関する考え方については、「特別な対応はしていない（認証取得の予定はない）」が最も回答割合が高く、次いで「情報収集等を行っている」、「知らない・関心がない」でした。



③重点的な対応が必要な取組

重点的な対応が必要な取組については、「環境に関する情報を入手する機会を増やす」が最も高く、次いで「省エネ設備機器の導入を支援する」、「再生可能エネルギーの導入を支援する」でした。



5 用語説明

アルファベット索引

【COD】⇒カ行【化学的酸素要求量（COD）】参照

【BOD】⇒サ行【生物学的酸素要求量（BOD）】参照

【CO₂】⇒ナ行【二酸化炭素(CO₂)】参照

【PM2.5】⇒ハ行【微小粒子状物質】参照

ア行

【一般廃棄物】

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

【エコドライブ】

自動車を発進する際に穏やかにアクセルを踏み込むことや早目のアクセルオフなどの環境と家計にやさしい運転方法のことをいう。

【大村市環境基本条例】

環境保全について、基本理念を定め、市民・事業者・市の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした条例。

【大村市総合計画】

行政の指針を体系的に示し、まちづくりの方向性や市の独自性を内外に示すものであり、行政内部においては計画的な業務遂行のための指針となり、個性あるまちづくりの推進のために、市民や団体、企業などに対し、まちづくりへの理解と参加を誘導するもの。「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されている。

【温室効果ガス】

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の 6 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

カ行

【外来生物】

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

【化学的酸素要求量（COD）】

水の汚濁の程度は、水中の汚濁物質（主として有機物）が酸化剤によって酸化分解されるときに消費される酸素の量を指標として表され、この指標を化学的酸素要求量（COD：Chemical Oxygen Demand）という。海域及び湖沼の有機汚濁に関する代表的な環境基準項目とされており、数値が高いほど、水質汚濁が高いことを示す。

【合併処理浄化槽】

し尿のほか、台所や風呂などの生活排水も一緒に処理できる浄化槽のこと。団地などで共同使用される大型合併処理浄化槽と、各家庭・事務所などで使用される小型合併処理浄化槽とがある。生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽と比較して河川へのBOD負荷量を1/8に抑えることができる。

【カーボンニュートラル】

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味しており、2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言している。

【環境基準】

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に関する環境上の条件について、人の健康を保護し生活環境を保全するうえで、維持することが望ましい基準を行政上の目標として定めたもの。

【環境基本計画】

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的・長期的な施策の大綱などを定めている。21世紀半ばを展望して、環境政策の基本的な考え方と長期的な目標を示すとともに、その実現に向けて、21世紀初頭までの国の施策と地方公共団体、事業者、国民、民間団体に期待される取り組みを体系的に明らかにし、各主体の役割、政策手段のあり方などを定めている。

【環境審議会】

環境保全に関する施策の作成実施のため、広く学識経験者などに意見を求めるため、総理大臣、環境大臣、関係大臣の諮問機関として環境省に中央環境審議会が置かれている。同様に、都道府県には都道府県環境審議会を置くこと、また、市町村には市町村環境審議会を置くことができるとされている。本市では、大村市環境審議会を設置している。

【環境騒音】

騒音の測定場所で発生する全ての騒音のことをいう。

【環境対応車】

二酸化炭素や排気ガスの発生を大幅に低減させることができるエンジンや動力源を備えた自動車のことで、ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等をいう。

資料編

【環境マネジメント】

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

【緩傾斜護岸】

河川の護岸において、人が水辺に近づきやすくするために傾斜を緩くしたもの。

【協働】

市民・事業者・市など、これまで各々の目的に応じた生活や事業などを行い、時には相反する関係にあったものが、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとに、環境保全やまちづくりなどの共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うときの協調的関係のこと。それぞれの努力を補完して取り組みを進めることで、大きな効果を生み出すことができるものと期待される。

【景観】

人間が視覚で捉えた事物をいう。一般的には「風景」と同じように使われているが、「風景」は視覚で捉えた事物を見る人の心や感情や知識等を介して主観的に捉えた場合に使われることが多く、「景観」は視覚で捉えた事物を客観的・科学的に捉えた場合に使われることが多い。景観の主たる構成要素により、自然景観、文化的景観、歴史的景観などに分類される。

【景観形成地区】

市長が都市景観基本計画に基づき、都市景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区。

【現状趨勢ケース】

温室効果ガスである二酸化炭素の排出量の将来推計の考え方の1つであり、現状から追加的な地球温暖化対策が行われないと仮定した場合のケース。

【公害】

「環境基本法」によると、公害とは、「事業活動その他の人の活動にともなって生ずる相当範囲にわたる、①大気の汚染、②水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、③土壌の汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。）及び⑦悪臭によって人の健康又は生活環境にかかわる被害が生ずることをいう」と定義し、行政的に取り組む公害の対象を限定しており、この7公害を通常「典型7公害」と呼んでいる。

【光化学オキシダント】

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

サ行

【最終処分場】

廃棄物を埋立処分する場所や施設・設備の総体をいう。埋立の方式により遮断型、管理型、安定型の3つに区分される。

【再生可能エネルギー】

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

【里親制度】

ボランティアとなる市民が「里親」となって、道路や公園等を自らの「養子」のように愛情をもって、定期的に清掃・美化などを行って面倒をみる制度のこと。市はボランティア活動のサポートを行う。

【里山】

人里近くにあり、二次林（雑木林）を中心に周辺の田畑やため池などを含んだ地域。

従来、薪や炭の生産に利用されてきたが、化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、宅地化が進められた。また、宅地化されなかったものについても、所有者による適切な維持管理が困難になっていることもあり、一部で荒廃が見られるようになっている。近年、身近なみどり、生物の育成・生息空間としての価値が見直され、その保全・活用が課題となっている。

【産業廃棄物】

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

【3010 運動】

会食の際に乾杯後30分、お開き前の10分は料理を楽しむことで食べ残しを出さない運動。

【施設緑地】

国または地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じた公園形態をつくり公開する緑地。都市公園法に基づいた都市公園と公共施設緑地、民間施設緑地に区分される。公共施設緑地とは都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされている公園緑地に準じる機能を持つ施設であり、民間施設緑地とは、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設を指す。

【自動車騒音】

自動車の走行に伴い発生する騒音のことをいう。

【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製

資料編

品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

【省エネルギー】

石油などの有限なエネルギー資源の消費を極力少なくすること。エネルギーの有限性が叫ばれるなか、事業活動や市民の日常レベルにおいて取り組みが行われている。

【硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素】

硝酸塩及び亜硝酸塩のこと。硝酸塩は、自然界の多くの食物、特に野菜中に存在しており、これらを含む食品や水を人が摂取してもほとんど影響はないが、胃酸の分泌が十分でない乳児では、胃の中の酸性度が弱いため、腸内細菌によって硝酸塩が亜硝酸塩に還元される。体内に吸収された亜硝酸塩が血液中のヘモグロビンと強く結合し酸素の運搬を阻害するため、酸欠状態を引き起こすことがある（メトヘモグロビン血症によるチアノーゼ状態）。地下水中にこれらが含まれる原因として、一般的に窒素肥料、畜舎排水、生活排水等の人為によるものと考えられる。

【小水力（発電）】

水の流れを利用して発電する小規模な水力発電。

【スマートムーブ】

普段利用している様々な移動手段を工夫し、CO₂ 排出量を削減しようという取り組み。CO₂ を減らすだけでなく、体を動かすことで健康や快適さにつなげることを目指す。

【植生】

ある区域に集まって生育している植物群とその環境。

【親水空間】

水辺に近づける、水を活かした環境整備。水に触れ親しむことができる空間、公園。

【水源のかん養】

森林が有している機能で樹木、落葉及び土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下する機能により、洪水調整、渇水緩和など河川流量の平準化を図る。

【生活排水】

台所、洗濯、風呂などからの生活雑排水とし尿とを合わせて生活排水という。生活雑排水は、下水道や浄化槽等に接続している家庭ではし尿とともに処理をされるが、その他の家庭では未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の大きな汚濁原因になっている。

【生態系】

ある地域に生息する生物群集（同じ場所で生息しているいろいろな種の個体群）とそれを取り巻く無機的環境

(気象・土壌・地形・光・温度・大気など)をあわせてひとつのまとめ。

【生物化学的酸素要求量 (BOD)】

生物化学的酸素要求量 (BOD : Biochemical Oxygen Demand) とは、水中有機物を好気性バクテリアが酸化分解するのに要する酸素量であり、代表的な河川の水質指標として用いられる。

値が高いほど有機物などが多量に含まれており、汚濁度が高いことを示す。

【生物多様性】

生物多様性条約など一般には、①様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在 = 生態系の多様性、②様々な生物種が存在する = 種の多様性、③種は同じでも持っている遺伝子が異なる = 遺伝的多様性、という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。生物多様性は生命の豊かさを包括的に表した広い概念で、その保全は、食料や薬品などの生物資源のみならず、人間が生存していくうえで不可欠の生存基盤 (ライフサポートシステム) としても重要である。反面、人間活動の拡大とともに、生物多様性は低下しつつあり、地球環境問題のひとつとなっている。

【ゼロカーボンシティ】

2050 年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自ら又は地方自治体として公表された地方自治体のこと。

【騒音に係る環境基準】

騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準で、地域の類型及び時間の区分ごとに指定される。航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音を除く一般騒音に適用される。

夕行

【大腸菌群数】

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のこと。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。

【脱炭素社会】

究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる (カーボン・ニュートラル) 社会を目指すもの。そのためには、産業、行政、国民など社会のあらゆるセクターが、その選択や意思決定において、省エネルギー・低炭素エネルギーの推進や、3R の推進による資源生産性の向上等により、二酸化炭素の排出を最小化するための配慮を徹底することを当然とする社会システムが必要である。

【地域性緑地】

緑地保全地区や風致地区など、緑地を保全するために指定した地域。

【地下水】

地表面より下に存在している水を地下水という。存在状態によって、不圧地下水（自由地下水ともいい、地盤の隙間を介して河川水や湖沼水などの地表水と通じている。）と被圧地下水（粘土層のような難透水層の下の帯水層に存在し、大気圧よりも大きな圧力を受けている地下水）に分けられる。また、不圧地下水を揚水するために掘られた井戸を「浅井戸」、被圧地下水を揚水するために掘られた井戸を「深井戸」という。

【地球温暖化】

地球の気温は、太陽の日射熱と地球から宇宙へ放出される熱を再度地表へ戻す温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなど）によって一定のバランスを保ってきた。

しかし産業革命以後、化石燃料などの大量消費により温室効果ガスの濃度が急激に増加したことでこのバランスが崩れ、地球の平均気温が年々上昇している。

【テトラクロロエチレン】

有機塩素系化合物で、エーテル様の芳香のある無色透明の液体で不燃性である。水に不溶、エーテル、エタノールなどの有機溶剤と混和する。ドライクリーニング用の洗浄剤や金属の脱脂洗浄剤として用いられている。毒性はトリクロロエチレンと同様。

【電気自動車（EV）】

Electric Vehicle の略。電気モーターを動力源として動く自動車のこと。地球温暖化の原因とされる二酸化炭素を走行中に排出しないことから、環境にやさしい自動車といわれている。

【電灯使用量】

定額電灯、従量電灯、公衆街路灯、臨時電灯における電力使用量の合計。

【天然記念物】

学術上貴重で日本の自然を記念する動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）として文化財保護法（1950）に基づき指定されたもの。これらの中には長い歴史を通じて文化的な活動により作り出された二次的な自然も含まれている。なお、天然記念物のうち特に重要なものは「特別天然記念物」に指定される。天然記念物の現状変更や指定された天然記念物に影響を及ぼすと考えられる行為は、全て規制の対象となる。文部科学大臣が指定するもの他、都道府県、市町村が条例に基づき指定するものもある。

【特定外来生物】

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法（2004）によって規定された生物。生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含む。同法で規定する「外来生物」は、海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令により定められる。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止され、これに違反すると3年以下の懲役、または300万円以下の罰金（法人の場合には1億円以下の罰金）が課せられる。また、国は必要に応じて被害防止のために特定外来生物の

防除を行う。

【都市公園】

国または地方公共団体が都市計画施設として設置する公園または緑地及び地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園または緑地。都市住民全般の休息、遊戯、運動など総合的な利用を目的とした総合公園、動植物公園・歴史公園などの特殊公園、徒歩距離圏内における運動、休養などのレクリエーションのために設けられる地区公園、近隣住区に居住する者を対象とする近隣公園、街区内に居住する者を対象とする街区公園などがある。

ナ行

【二酸化炭素（CO₂）】

炭素を含む物質の燃焼や生物の呼吸によって発生するが、化石燃料の燃焼や熱帯林の減少などに起因して年々増加している。太陽光線によって温められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表の温度を高める「温室効果ガス」の一種。地球温暖化の原因となる。

【燃料電池自動車】

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車

【農業集落排水】

農業集落における、し尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設で、農業用排水の水質保全、機能維持、農村生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図ろうとするもの。

ハ行

【バイオマス】

飼肥料や発電の燃料などとして利用が可能な生物由来の有機性資源のうち化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

【干潟】

干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達する。浅海域生態系の一つであり、多様な海洋生物や水鳥等の生息場所となるなど重要な役割を果たしている。

【微小粒子状物質】

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち、粒径 2.5 μ m（マイクロメートル： μ m=100 万分の 1m）以下の小さなもの。健康への影響が懸念されている。

資料編

【表流水】

陸水のうち河川、湖沼の水のようにその存在が完全に表地面にあるものをいう。取水が容易で量が確保しやすく、また降雨起源であるために比較的溶解性のイオンなどが少ないことから、もっとも優れた水道水源のひとつである。しかし上流域に人間活動があると、有機物や栄養塩の流入などにより水質が悪化する。表流水の取水は、河川やダムに設けた取水施設から行うが、通常は水利権を得ることが必要となる。日本においては、水源依存度としては表流水が70%、地下水が25%となっている。

一般には、表流水がいろいろな汚染物質を含むのに対し地下水は比較的清浄な状態を保っており、消毒のみの浄水プロセスで給水されることもある。

【フードドライブ】

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

【フードマイレージ】

食料の輸送量に輸送距離を掛け合わせた指標のこと（単位：t・km（トン・キロメートル））。

【不燃残さ】

ごみの中間処理において、焼却することも資源化することもできずに残ったカス。

【保安林】

森林の持つ公益的機能をそれぞれの目的に応じ持続的に発揮させるため森林法に基づき農林水産大臣及び知事が指定し、一定の制限が課せられている森林のこと。

【歩行者ネットワーク】

歩行者専用道路や自転車道、緑道、幹線道路の歩道など、主に歩行者や自転車が安心して通行できる交通網。

マ行

【マイバッグ運動】

買い物袋持参運動の統一名称。買い物に自分の買い物袋を持参することにより、余分なレジ袋を削減しようとする、消費者及び事業者が身近に取り組むことのできる、ごみ減量化のための運動。

【民生家庭部門】

住宅から排出される温室効果ガスを表現する部門。

【民生業務部門】

事務所、ホテル、病院、小売店、飲食店、学校などから排出される温室効果ガスを表現する部門。

【藻場】

沿岸域の海底で様々な海草・海藻が群落を形成している場所を指す。主として種子植物であるアマモなどの海草（sea grass）により形成されるアマモ場と、主として藻類に分類されるホンダワラ、コンブ、ワカメといった海藻（seaweed）により形成されるガラモ場とがある。海草・海藻類は、プランクトンをはじめとした多くの海棲生物に酸素を供給し、海水中の栄養分を吸収して水を浄化したり、地下茎で海底を安定させる機能もある。また、藻場は魚類、ウミガメ、ジュゴンなどの餌になり、魚類・甲殻類の産卵・生育場所、隠れ場にもなるなど、沿岸域の多様な生物に生息の場を提供している。日本人は古くから漁業などで藻場の恩恵を受けながら生活してきたが、近年は水質汚濁や埋立などにより藻場の消失が進んでおり、保全の重要性が増している。

ヤ行

【有機汚染】

生活排水や糞尿などの有機物による汚染。

【要請限度】

自動車騒音がその限度を超えたときに、市町村長が道路管理者に対して自動車騒音の低減のための対策を講じるように要請する際の限度。

知事（法令により市町村長に委任）は指定地域内で測定を行った結果、自動車騒音又は振動が総理府令で定めた要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められた場合、県公安委員会に対し道路交通法による措置をとるべきことを要請し、騒音については道路管理者、関係行政機関の長に対し防止に資する事項に関し意見を述べ、振動については道路管理者に防止のための措置をとるべきことを要請できるとされている。

【4R 運動】

Refuse（リフューズ：発生回避）、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の4つの英単語の頭文字をとったもので、これらの取組を行うことで環境と経済が両立した循環型社会を目指す運動。

ラ行

【リサイクル】

廃品や資源を再利用すること。

【リサイクル率】

環境センターに搬入される家庭系ごみ及び事業系ごみの量並びに集団回収量のうち、再生利用されたごみの量の割合。

【リデュース】

ごみとなるものを減らすこと。

資料編

【リフューズ】

ごみとなるものの受け取りを断ること。

【リユース】

容器などの再利用。なるべく長く、繰り返し使うこと。

(例) 牛乳ビン・ビールビン

【緑化】

植栽や種子散布によって、その土地の植物を増やすこと。屋上や壁面に対して行う場合、それぞれ屋上緑化、壁面緑化などという。

【緑地】

樹木や草などの植物が主体となっている空間を意味するが、一般的には、都市地域の樹林地、草地、水辺地、農地等植物のある空間に対して使われる。都市計画などでは、普通緑地（都市公園、墓地等）、生産緑地（農林漁業等の生産に利用している土地）、準緑地（庭園、保存地）に分類する場合や施設緑地（都市公園、公共施設緑地）と地域緑地（緑地の効用を発揮させるため各種法制度により指定される緑地保全地区、生産緑地地区、自然公園、保安林等）に分類する場合がある。

第三次大村市環境基本計画

大村市市民環境部環境保全課

〒856-8686

大村市玖島一丁目2 5番地

TEL 0957-53-4111

E-mail kankyou@city.omura.nagasaki.jp